

令和 7 年

厚生委員会会議録

と き 令和7年6月30日

品川区議会

令和7年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和7年6月30日（月） 午前10時00分～午後2時49分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 田中たけし	副委員長 えのした正人
	委員 渡辺ゆういち	委員 大倉たかひろ
	委員 あくつ広王	委員 鈴木ひろ子
	委員 吉田ゆみこ	委員 やなぎさわ聡

出席説明員	新井副区長	寺嶋福祉部長
	東野参事 （福祉部福祉計画課長事務取扱）	佐藤障害者施策推進課長
	松山障害者支援課長	菅野高齢者福祉課長
	桎村高齢者地域支援課長	豊嶋生活福祉課長 （生活支援臨時給付金担当課長兼務）
	阿部健康推進部長 （品川区保健所長兼務）	高山健康推進部次長 （品川区保健所次長兼務） （地域医療連携課長事務取扱）
	勝亦健康課長	赤木生活衛生課長
	五十嵐参事 （健康推進部保健予防課長事務取扱）	石橋品川保健センター所長
	福地大井保健センター所長	飛田荏原保健センター所長
	山下国保医療年金課長	

○午前 10 時 00 分開会

○田中委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他のを予定しております。

なお、机上に配付しております令和 7 年陳情第 18 号の写しは、議長より参考送付を受けたものでございます。後ほどご確認ください。

本日も、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

予定表 1 の議案審査に入る前に、一点ご連絡です。前回の厚生委員会の中で質問いただきました地域医療連携を取り扱う委員会は、まちづくり・公共交通推進特別委員会の正副委員長と確認し、あくまでも新庁舎および大井町周辺地区に関することに大井町周辺の災害時の医療体制が含まれるとのことですが、品川区全体の地域医療連携等については厚生委員会で取り扱います。よろしくお願いいたします。

本日は 6 名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

また、その中で 1 名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

1 議案審査

- (1) 第 83 号議案 品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

○田中委員長

それでは、予定表 1 の議案審査を行います。

初めに、(1)第 83 号議案、品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤障害者施策推進課長

それでは、私から、第 83 号議案、品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料をご覧ください。まず、1 の改正理由です。令和 5 年 4 月 1 日に改正されました「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」によりまして、指定児童発達支援事業所と認可保育所等が併設されている場合は、両施設における一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするよう、設備・人員の規定が緩和されております。

2 段目ですが、一方、東京都では認可保育所等に含まれない認証保育所におけるインクルーシブ保育を実施可能とするため、令和 7 年 4 月 1 日付で関係条例を改正いたしました。児童相談所設置区である品川区としましては、指定障害児通所支援事業所の支援事業の人員、設備等の条例を区で定めておりますので、今般の東京都の条例改正による指定児童発達支援事業所と認証保育所が併設されている場合のインクルーシブ保育を可能とするため、改正を行うものであります。

次に、2 の改正内容です。区条例で定める基準は国を踏まえて定めておりまして、改正理由でもご説明したとおり、指定児童発達支援事業所と認証保育所によるインクルーシブ保育の実施に当たりまして、指定児童発達支援事業所の設備・人員の兼務・共用につきまして、規定整備を行うものとなります。

次に、3 の改正案につきましては、別紙新旧対照表をご覧くださいければと思います。電子の資料では

2 ページ目から 3 ページ目にかけてです。左が改正後、右が改正前となっております。こちらの第 2 条ですけれども、今回、新たに条例で定める基準等の用語について定義するために追加するものでございます。

改正後、第 3 条につきましては、もともと区条例で定める基準は国を踏まえて制定しておりましたが、今回の改正で東京都の基準の内容を追加いたしますのでそのことを記載したもの、併せまして、第 2 条で用語を定義しまして国基準を省令としましたので、記載のとおり改めるものでございます。

続きまして、改正後の第 4 条が今回の改正で規定する基準となります。1 は、指定児童発達支援事業者がインクルーシブ保育を実施する際に、従業者を認証保育所の保育に従事させることができるという人員配置の基準で、2 は、事業所の設けている設備を認証保育所と兼ねることができるという設備の基準を新たに定めるものでございます。

最後に第 5 条です。改正前の第 3 条が条ずれするもので、併せて児童発達支援という用語が第 2 条で定義されましたので、下線部の文言を削除したものでございます。

資料にお戻りいただきまして、4、施行予定日は交付の日としております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。東京都の条例改正に準じた形での品川区の条例改正ということでの理解をいたしております。文教委員会等でも、施設は違いますけれども今回と同様の改正があるということで、会派でも確認をさせていただきました。内容は特に当然反対するものではなくて、粛々と進めるべきものと思っているのですが、2 点だけ確認させてください。

1 点は、今回この対象となる施設が品川区には既にあるのか、存在しているのかどうかということと、あとは、これは認証保育所ということですが、認可保育所等ではこういう施設が品川区内には既にあるのかどうか、この 2 点だけ確認をさせてください。

○佐藤障害者施策推進課長

1 点目、今回の改正の認証保育所と児童発達支援事業所の併設ですけれども、こちらについては、区内には現在、対象になっている事業所についてはございません。

質問の 2 つ目、認可保育所等につきましては、区内に 1 か所、現在併設されている事業所があるということを確認しております。

○あくつ委員

差し支えなければ、認可保育所等はどちらの業者なのか、今回の対象ではないのですけれども教えていただければと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

認可保育所等は、児童発達支援の事業所としましてはコペルプラス西五反田というところで、そちらの併設の保育園はウィズブック保育園西五反田と確認しているところでございます。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○鈴木委員

今回は東京都が認証保育所との併設ということでの条例改正ということなのですが、国の省令では「認可保育所等」となっているので、国のほうでは認可保育所も対象ということなのかなと思ったのです。東京都が認証保育所だけにしたというのは何か理由があるのかを1点伺いたいのと、それから、この2つの施設が併設されることによって設備や人員の共用・兼務ができるというようなことなのですが、具体的にはどのように変わるのかというのがちょっとよく分からないので、例えば人数は少なくて済むということになるのか、そこの具体的なところがどのように変わっていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それともう一つ、認証保育所と指定児童発達支援事業所の併設ということなのですが、今後併設されるということは想定されるのか、その点についても伺います。

○佐藤障害者施策推進課長

順にお答えさせていただきます。まず、今回、認証保育所だけなのかというところですが。もともと区の条例の基準が国の基準を踏まえて基にして制定しているものでございますので、認可保育所等につきましては、これまでの区の条例で併設の場合の兼務等が可能であったというようなところでございまして、ただ、その認可保育所等に東京都の定める認証保育所が含まれていなかったというところで、今般、東京都が改正しましたので、そちらも含められるように区の条例も改めるというような内容でございします。

続いて、どのように具体的に変わるかというところですが、今回の内容自体が児童発達支援と保育等で交流、一緒に過ごす時間を持つというところにおいて、特有の設備、保育施設とか、あとは人員といったところを兼務して一体的な支援を行うことができるというようなところでございしますので、全ての時間を一緒に行うということではなく、それぞれの支援に支障が生じない範囲で交流を行うことがそれぞれの設備と人員を共有してできるというような形での制度となっているところでございます。

ちなみに今後というところでございますけれども、認証保育所の設備等は認可保育所等よりも広さといったところに違いがございますので、すぐにそういった併設される事業所ができるというようなところは確認できていない状況でございます。

○鈴木委員

ということは、認可保育園と指定児童発達支援事業所が1か所もう既に品川区で併設されているということなのですが、これはもう既にそういうような形で併設の緩和というのか、そこら辺のところももう実施されている、それに加えて今回は認証保育園がプラスされるということで捉えていいのでしょうか。

それと、インクルーシブ保育というのはすごく大事なことだと思うのです。そういうところでそれができていくということはすごく大事なことだと思うのですが、それをトータルすることによって保育園で勤務していた方が児童発達支援の子どもたちを見ることもできるよということになるということです。そういう併設で一緒に見ることによって人数が少なくて済むということになるのか、そのところだけ確認させていただきたいと思います。実際に認可保育園でなっているところが具体的にどうなっているのかということをお教えください。

○佐藤障害者施策推進課長

今回の改正で、先ほど、区内に事業所が1つあるというところでございます。先ほどの説明で申し上げたとおり、国の制度改正は令和5年に行われておりますので、併設されている事業所におきましては区のほうの条例も横引きしておりますので、今回の内容につきましては既にできる状態にあったという

ようなところでご理解をいただければと思います。

それから、今回の改正によってというところですが、そもそもそれぞれの事業における指定につきましては、それぞれの基準を満たした上で併設されている場合はその兼務ができるというような内容となっておりますので、それぞれの児童発達支援、保育に係って人員等を兼務することによって少なくできるというような形の制度にはなっていないところでございます。

それぞれの保育園、それから児童発達支援に関しての基準はそれを満たした、当初の基準を満たした上で事業所として開設する形になっておりますので、あくまでも交流を行う部分において、本来児童発達支援の従業者の方が保育園のお子さんを見たりとか、逆に保育園の従業者が障害児を見たりというような形ができるというようなことでございますので、そこに勤めている従業者自体が少なく設定できるといったようなものではないということになります。

○鈴木委員

もちろんそれぞれの施設の指定ということになるので、その施設そのものの基準というのは当然それをクリアした基準での配置ということになると思うのですが、この場合ではインクルーシブ保育を実施する場合ということで、実際に一緒に保育をするというそのときの場合に何対何ということには守られるということで考えていいわけですか、そのところの基準緩和という意味がいま一つよく分からないのでご説明いただきたいということで先ほどからお願いしているのです。多分これはインクルーシブ保育を実施する場合の人の配置というのが共用・兼務することができるというようなことになると思うのですが、でもその人数に対しての配置基準というのはしっかりと守られるということで、それが少なくてもいいよということになるわけではないということで確認させていただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

条例改正の内容のとおりですが、例としましては保育園の従業者が支援に支障がない場合に限って障害者の支援に直接従事するようなこともできるということになりますので、委員のご指摘のとおり、一緒に保育するところに対して人員の基準を緩和して少ない基準で保育するというような形ではないというような内容となっております。

○鈴木委員

そこが確認させていただければ。

○田中委員長

児童発達支援事業所の配置基準、それと認証保育所の配置基準があって、兼務ができるのですが、それぞれの配置基準を緩和するという意味ではないのかというご質問です。

○佐藤障害者施策推進課長

委員長おっしゃるとおり、そちらのもともとの事業所の基準を緩和するものではございません。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○えのした副委員長

賛成いたします。

○大倉委員

賛成です。

○あくつ委員

賛成いたします。

○鈴木委員

賛成です。

○吉田委員

賛成します。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○田中委員長

それでは、これより、第83号議案、品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(2) 第71号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）

○田中委員長

次に、(2)第71号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野福祉計画課長

それでは、第71号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 福祉部の所管分）につきまして、一括してご説明申し上げます。

補正予算書、16ページをご覧ください。中段になります。3款民生費、1項社会福祉費、1目福祉計画費につきましては、2列右の462万3,000円を追加し、30億2,636万8,000円とするものでございます。補正額の財源内訳は都支出金が450万3,000円、一般財源が12万円でございます。

次に、4目、高齢者福祉費につきましては、2列右の3,996万3,000円を追加し、89億8,714万6,000円とするものでございます。

内容についてです。右側17ページに参りまして、民生委員活動経費および高齢者福祉施設支援事業費をそれぞれ補正計上するものでございます。民生委員活動経費の詳細につきましては、福祉計画課資料を併せてご覧ください。東京都の令和7年度予算編成では、地域の見守り体制を維持するためとして、民生・児童委員活動費の引上げが行われました。歳入は東京都負担金10分の10でございます。区では連動する当初予算措置が間に合わなかったため、区の民生・児童委員に係る活動費引上げ分、合計

450万3,000円を今回補正するものでございます。一般の民生・児童委員は月1,200円の増額となり、活動費月額1万円となります。民生・児童委員の人数ですが、サイドブックス掲載の312名が正しい人数でございます。直前にお送りしました資料が間違っておりましたら、ご訂正をお願いいたします。また、これと併せまして、民生・児童委員活動を補助する民生・児童委員協力員10名への活動費についても区の加算金を月額1,000円引き上げまして、合計12万円を区の単費として今回補正計上をいたします。協力員の活動費月額は7,300円となります。両活動費は四半期ごとに支給しているため、差額分を含めた加算後の活動費支給は9月となります。

高齢者福祉施設支援事業費の詳細につきましては、所管課長よりご説明をいたします。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、私より、高齢者福祉施設支援事業費の詳細の部分についてご説明させていただきますので、サイドブックスの2ページ、3ページをご覧くださいと思います。

まず、2ページの訪問介護サービス事業所安定運営支援金についてです。1、背景・目的ですが、令和6年度の介護報酬改定により、訪問介護は基本報酬が引き下げられました。訪問介護は在宅生活の要であります。事業所の減収によりサービスの縮小や事業の休廃止につながるおそれがあり、利用者の在宅生活に影響を与えてしまう可能性があります。そこで、次回の介護報酬の改定があるまでの間、介護報酬の減額分に対し給付することで、事業所の運営を支援するものです。

2、対象は、区内訪問介護事業所58事業所です。

3、事業概要です。（1）給付額は、訪問介護の介護報酬の2.5%分を支援金として支給します。

（2）給付要件は、令和7年4月以降のサービス提供分とし、同一建物減算を算定している場合は対象外といたします。

4、補正予算額は3,930万円となっております。

5、今後の予定です。9月までに事業の内容の詳細を固め、周知し、10月から申請受付を開始する予定です。

次に、3ページの介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援金についてです。1、背景・目的ですが、原油価格高騰の影響を受けながらも継続して介護サービスを提供している事業所を支援するために、その運営事業者に対し支援金を交付するものです。

2、概要です。区内に所在する地域密着型通所介護事業者等が利用者を送迎するために使用する自動車の燃料費用の高騰相当分に対し、一定額の支援金を交付します。

3、事業内容です。（1）対象事業所は、民設民営の地域密着型通所介護事業所と認知症対応型通所介護事業所の計26事業所です。

（3）支援金額は、自動車1台当たり月額1,700円掛ける月数です。

（4）対象期間は、令和7年4月1日から9月30日までの6か月間です。補正予算額は66万3,000円となっております。

4、今後の予定です。8月に対象事業所へ周知し、10月から申請受付を開始する予定です。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

まず、民生・児童委員等活動費について伺います。東京都が活動費を引き上げたということですから

ども、これの引上げの理由はどういうことで引き上げられたのか、1点伺います。

それから、活動費の引上げによって活動費が幾らから幾らになったのか、それも教えてください。

それから、引き上げられた額はどういうところから導き出されたのか、その引上げ額の根拠についても、分かったら教えていただきたいと思います。

それから、協力員という方は、先ほど1,000円値上げになって7,300円になったということでご説明があったのですが、これは民生・児童委員の協力員で、合わせて312名ということで、定数325名に対して若干少ないとことでこの数字を書かれているのですが、民生委員のほうで事務事業概要のところでは299人の定員に対して266人ということで、33人定員を満たしていないということが書かれていました。そのことに対しては、今回の引上げによってそれが解消されるという見通しがあるのか、33人足りないというのはかなり大変な足りなさではないかなと思っているのですが、その点については区としてどう考えられているのか、特に大崎第一のところは34人に対して24人ということで極端に少ないなと思ったのですが、そこら辺のところは区としてどう考えているのかについて伺いたいと思います。

○東野福祉計画課長

まず、都の活動費の引上げの理由でございますが、こちらにも記載していますとおり地域の見守り体制を維持するためということで、東京都から聞いている内容でいきますと、民生委員の成り手不足に対応するうちの一つの方策としてという部分があると聞いております。また、活動費の引上げだけではなくて、民生委員の負担軽減などについても東京都のほうからいろいろな指示があるものでございますし、区のほうでも取り組んでいるものでございます。

活動費の具体的な数字でございますが、先ほど一般の民生委員は1,200円増額となって月額1万円とお話をさせていただきました。このほか、地区会長が同じく月1,200円増額となりまして、月額でいきますと1万400円。それから、13地区の代表会長につきましては月額2,000円増額となりまして、1万6,300円となっております。

こちらの根拠でございますが、物価高騰などに対応するということの指数などを掛け合わせていると伺っております。

それから、協力員は10名分ということなのですが、こちらにつきましては、東京都のほうでは特に引上げとかは行っておりませんので、区の単費として加算金の分を若干引き上げさせていただいたものでございます。

民生委員が足りない、いわゆる不在地区は現在34地区ございます。こちらの解消の見通しといたしましては、若干ではございますが活動費を引き上げることにによりまして、僅かではございますがこれを機に民生委員の成り手が増えていただければというところで考えているものでございます。現在、ちょうど今年度、民生委員の一斉改選というものがございまして、それに向けて各地区、町会などから推薦をいただいているものでございます。もう少し立ちますと全部の集計が出てきますので、そこで増減がまた分かってくるかと思っております。大崎第一地区は確かに不在地区が多い地区でございまして、こちらにつきましては都心化、マンション化しているようなところですか、それからやはり町会などでの成り手不足、高齢化も進んでおりますので、成り手不足というものが挙げられます。不在地区に対してはできるだけ推薦いただけるように、今回の一斉改選の説明でも各町会のほうへ申入れをしているところでございます。

○鈴木委員

ありがとうございました。本当に民生委員の方の活動には頭が下がる思いで、地域のために頑張っていて、丸々本当にボランティアという形でやっていただいて、地域をどうつくっていくのかというのは町会の活動から、高齢者クラブの活動から様々課題がある中で、今回こういう形で若干ですが活動費が上がったということはよかったなと思っています。

あと、引き続いて伺いたいのですが、次の訪問介護サービス事業所の減収補填の部分について伺いたいと思います。介護報酬が引き下げられて、減収補填をぜひしていただきたいということはこの委員会でも何度も要望させていただきましたし、要望書等も共産党としても出させていただいて要望させていただいてまいりましたので、これが実際にこういう形で実施されることになって、本当に画期的なことであり、大きく評価をしたいと思っています。

その上で若干伺いたいのですが、ここのところでサービスの縮小や事業の休廃止につながるおそれがあるというようなことで書かれているのですが、第1回定例会の代表質問で、この5年間で休廃止となった訪問介護事業所は12か所ということでの答弁だったので、その後、たしか令和6年度で2か所廃止になったという答弁もあったかと思うのですが、現在の時点でその後休廃止となった訪問介護事業所というのが増えているのかどうかというのを、一点お聞かせいただきたいと思います。

それと、今回ここには58事業所ということで、基本的に居住支援手当を受けているところが、これも対象になって申請していくことになっていくと考えられるのか、その点についても伺いたいと思います。

それともう一つ、給付要件のところで、同一建物減算を算定している場合は対象外とするということであるのですが、この同一建物減算を算定している場合というのはどういうことなのかについても伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、3点質問いただきましたので、順番にお答えさせていただきます。

まず、令和6年度以降、介護報酬が令和6年4月に改定されましたので、それ以降の廃止となった事業所については、区内では4か所あると捉えております。ちなみに新規開設は3か所ということで、トータル数は増減で差引き1か所が減ったというような状況として捉えております。

そして2点目の居住支援手当は、こちらの事業所のほうで給与改定して働いている方の給料が上がった場合に、それに対する補助をするというものです。今回の訪問介護事業所の支援金につきましては、それぞれの毎月の介護報酬を基に事業者のほうに「お宅の事業所はこういった給付実績がありますよ」というお知らせをさせていただいて、そこで申請してもらいますのでちょっと性質が異なるので、居住支援手当を支給しているからといってこの要件になるとかそういうことではなく、事業所のほうでそれぞれの要件に合った手続きをしていただければ、それぞれが支給されるというような仕組みとなっております。

そして、最後の同一建物減算につきましては同一建物減算の規定がございまして、例えば事業所と同一建物の利用者、またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は1割の減算となる、また、あとは事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合には100分の85となるので15%が減算になるという介護保険法の規定がございまして、今回、この同一建物減算を適用されたところについて対象外とした理由としましては、もともとの国の調査で訪問介護の利益率が上がった理由は、サービス付き高齢者住宅等の集合住宅のところに効率的に行っている事業所が利益率を押し

上げたというところが理由となっておりますので、こちらの要件がそういったところの事業所に近い要件になってくるのかなというところで、要件的に適用外という形でさせていただいております。

○鈴木委員

同一建物減算を算定している場合というのは、本当にこのために全国の訪問介護事業所がすごい大きな迷惑を被って、今回の自公政権が介護報酬の引下げを行う根拠にしたのがこれのもうかっているところを算定した結果、そういう介護事業所の介護報酬引下げということの大きな根拠とされてしまったわけですから、ここのところを対象外とするのは当然のことなのだろうと思います。実際にこれは品川区にこういう同一建物減算となっている事業所というのがあるのか、その点についても伺いたいと思います。

それから、今回の給付額というのは訪問介護の介護報酬を請求して、国民健康保険団体連合会で確定したことに対しての一律に2.5%分を支援金ということで給付するという事で考えていいわけですか、そのことも確認させてください。そうすると、区内の全事業所が対象になるというようなことで考えていいのかということも確認させていただきたいと思います。

それからもう一つ、これは次回の介護報酬の改定があるまでの間ということで書かれているのですが、3年に一遍の介護保険の改正があり、今は第9期ということで、そのたびごとに介護報酬が改定されるわけですが、それなので、令和6年、7年、8年と来年度いっぱいまで令和9年度から改定されていくわけです。そうすると、令和9年度に改定されるまでの間ということなのですが、令和9年度になれば介護報酬が引き上げられるという見通しがあると考えているのか、もしこれが引き上げられないままであったら、この給付制度というのは継続するということになるのか、その見通しととも併せて、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○菅野高齢者福祉課長

幾つかご質問をいただきました。まず、同一建物減算に当たるだろうという事業者が区内にあるのかというご質問ですが、数か所あると認識をしておりますので、それぞれの給付実績が毎月出てきますので、実績を見ながら判断していきたいと思っております。

そして、給付費に対する2.5%の支援金という部分につきましては、実際は介護報酬の単価は時間等によって多少パーセントが違うのですが、一律に2.5%という形で支給させていただく予定です。そして、区内の全事業所を対象とさせていただく予定となっております。

あとは、次回の介護報酬の改定までということですが、次回、国がどういう形で介護報酬、訪問介護についてするかというのは、まだ国のほうも今いろいろ調査をしながら、そして今後も審議会のほうで学識経験者や施設の方たち等を集めながら検討して決めていくという通常のプロセスを取りながら介護報酬が決まっていくと見込んでおりますので、その結果、見通しが立った時点でまた区としては続けるかどうか、上がっていれば、解消されていけばこの支援金は必要ないと思いますので、その辺りは判断していくことになると思います。

○鈴木委員

本当に介護の現場の状況というのは大変厳しいものがあって、本当にこのままいったら介護崩壊につながっていくのではないかと危惧されるような状況ですので、こういう形で介護報酬の2.5%分を全ての事業所を対象にして支援するというのは本当に評価するものです。

そのところで、あとこれは今後の検討をぜひしていただきたいなと思っているのが、事業所が他区にあるけれども、その支店というか分室みたいな形で品川区に事業所があって、その事業所が区内の高齢

者の訪問介護を、かなりの人数を実際に受け持って品川区で事業所展開している、けれども事業所の本部は他区にある、でも品川区の高齢者をたくさん受け持っているという、そういう品川区で事業所展開をしているという事業所も今度は対象にさせていただけるようにぜひご検討いただきたいと思うのですが、けれどもいかがでしょうかということと、それから、この申請のやり方なのですけれども、介護報酬の請求というのを毎月やると思うのですが、そのたびごとに申請するということになるのか、その点についても教えてください。

○菅野高齢者福祉課長

まず、1点目は、事業所が他区にあつて区内に分室があるサテライトと言われるような場合のケースだと思います。こちらは、事業所がまずそもそもの指定が東京都の業務となっておりまして、東京都がサテライト、分室を設けることに対していろいろ規定があつて、許可を出すというような仕組みになっていると捉えております。他区にある場合には、区内の事業所ですと、区内のほうで高齢者福祉課のほうで実地指導等で6年に一度のスパンの中で回るという形で確認ができるのですけれども、まず、事業所の実態がつかみ切れないという部分もございますので、今回については区内事業所を対象とさせていただくということになりまして、サテライトといった分室の部分については、なかなか実態がつかめない所以对象外という形にさせていただいております。ただし、給付実績等を見ながら、今後そういったところも実態としてどうなのかというのはいろいろ見えてくると思いますので、確認等はしていきたいと思っております。

そして、申請の仕方については、毎月の国民健康保険団体連合会から来た介護給付費を基に申請していただいているということにはなっておりますが、月ごとに申請していただくことも結構ですし、事業者によってはある程度まとめてという形でも、どちらでも受付は可能となっておりますので、その辺りは事業者の事務負担にならないように申請していただければと思っております。

○鈴木委員

次のものなのですけれども、取りあえず一旦、皆さん、どうぞ。

○田中委員長

ご配慮ありがとうございます。

ほかにご質疑がございましたらご発言願います。

○えのした副委員長

ご説明ありがとうございます。先ほど民生委員の負担軽減ということで最大で月額2,000円増額、本当に地域の大変な担い手不足ということが今、高齢化もありますし、不在地区がこれだけ多いということで、解消の見通しにもなるのかなというお話もありましたが、やはり地域で、これは厚生労働大臣から、厚生労働省からの委嘱になっていきますけれども、また区から選出をお願いされているというのは町会、町会長になっているのですが、今度、年齢の上限が上がりました。そういうことがあつても、それでもやはり担い手というのが出てこないというところがあるので、これは予算のところなので要望にしますけれども、他の自治体でどのような選出方法をされているのかとか、これから担い手不足の解消の取組について、区のほうで新しいお考えがあればぜひ進めていただきたいと、これは要望で終わりにしておきます。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○吉田委員

ご説明ありがとうございました。それで、質疑の中で大分理解できてきたのですけれども、このたびは訪問介護サービス事業者安定運営支援金ですので、あくまで事業所の運営の支援という理解でよろしいですかということと、前に区が実施した、それは賛成、本当にいい事業だったと思うのですけれども、働いている方たちのための居住支援という形で働いている方たちのための支援で、ただそのことが結構事業所のいろいろな事務手続の負担になってしまって、その辺も配慮してほしいというご意見をいただいていたので、これについてはあくまで事業所の運営支援なので、事業所の負担を増やすような形の事務手続にならないように配慮していただきたいと思っての質疑なので、その点については、例えば事業所の意見を聴取したとか、手続的にこういう形で考えているのだけれどもというような意見聴取とか、そういうことはされたのかどうか伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

ご質問の、今回の訪問介護サービス関係の支援金の使い道の部分の指定についてなのですけれども、居住支援手当については、委員おっしゃるとおり、あくまでもその方に支払った分という要件が提示されておりましたが、今回の支援金につきましては、特に使い道の指定は高齢者福祉課としては設けておりませんので、その部分については従業員の方に還元するのか、事業所の経費として使われるのかというのは事業所の判断にお任せするというような仕組みとさせていただいております。

あと、手続につきましては、先ほどの鈴木委員の質問にもありましたけれども、できるだけスピーディーに支給ができるようにということで月ごとの給付に対してというような場合と、そして場合によっては事務負担だということでは何か月かまとめて申請してきてもそれは対応させていただくということと、あとは既存の高額介護サービス費というのがございまして、そこが該当する事業所があった場合には区からお知らせをさせていただいて申請してもらうという仕組みがありますので、それと同じスキームを参考にして区のほうで毎月の国民健康保険団体連合会からの給付費が出てきたときに金額を提示して請求書を出してもらうという仕組みになっておりますので、事業者としては既存の手続にのっとった形でできると思いますので、スムーズにできるのではないかと考えて事業設計をさせていただいております。

○吉田委員

分かりました。配慮されているということは理解いたしました。ただ、それがその事業所にとってどう感じるかというのはまた別のことなので、今後も働いている方たちと、それから事業所の運営の負担というのは常に考えながらいろいろな施策を打っていただければと思います。これは要望にとどめておきます。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。先ほどのやり取りを伺っていて、私の伺いたかったこともかなり質疑していただきましたので、そのとおりでなと思うのですけれども、先ほどちょっと聞き捨てならなかったのが、今回の同一建物減算を算定している施設に迷惑を被っているという、私の父が昨年他界しました。その最期、医療を非常に必要としている、ターミナルケアが必要としているという中で医療自体が、今医療資源が本当に不足していて、なかなかそういった医療の施設に入れないという中で、訪問介護事業所と訪問看護ステーション等が同居しているような、そういう施設でお世話になったのですけれども、やはりそれは国が国として本来は整備すべきものがなかなか整備されていないという中で様々な工夫、

ニーズの中でそういったところが、こういった報酬全体、先ほど根拠にされたという、訪問介護事業所の報酬が引き下げられた根拠されたこと自体がという、そういうご趣旨だったとは思いますが、そういったニーズはあるということは、私は今の制度のはざまとしてあるのだろうなという中で、迷惑という表現はちょっと違うのかなと私は感じましたので、それは一言申し上げたいと思います。

それと、今回の制度は私も大賛成だし、区長が記者会見でおっしゃられた資料、今回の委員会の資料ではないのですが、まず第一に住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように国は言っているにもかかわらず、在宅介護を推進しているにもかかわらず訪問介護が減額されたということが一つ大きなきっかけであると。今回、品川区がこういったものに踏み切ったというのは、当然訪問介護事業者を救済するということもあるのですが、高齢者施策として、引いてはここがやはり一番大きな目的ではないのかなと、品川区の高齢者の方の訪問介護がおろそかになってはいけないということでこういったことをされたのだろうということで認識していますが、そういう認識でいいのかが一つということです。

それと、もう一回、先ほどの鈴木委員の質疑の中で確認させていただきたいのですが、今回指定事業者数が58事業所あって、区内にも同一建物減算を算定している場合は対象外となると、これが数施設あるというお話でしたが、今回のこの58事業所の中に数施設あるという意味なのか、それともこの58事業所をそれは除いた数と、まさに今回の対象となるということなのか、私は聞き取れなかったもので、そここのところを確認させてください。

○寺嶋福祉部長

前段のご質問にお答えさせていただきます。例えばサービス付き高齢者住宅に併設されている訪問介護事業所が悪いということではないのです。必要な事業所でちゃんと指定を取ってやっている事業所なので、そのこと自体を否定するつもりは全くありません。それから、実際に前期の第8期のときに訪問介護事業所の利益率が高かったということは、これも事実でございます。訪問介護事業所のほうの介護保険全体がどういう調整をするかということ、利益率の高いところと低いところがあれば、当然全体のパイが決まっているので、その均衡を図るような形で次の期に向けての調整があるので、前回高かった訪問介護事業所が下がったというのは、やり方としては一つそういうルールでずっとやってきたというところがあるので、そのこと自体を評価として否定するわけにいかないというか、もし全部を上げるとなると保険料を上げなければならないので、それもまたご負担が増えるということにつながりますから、それがまず1つ目の大きな考え方というようにご理解いただきたい。

それから、訪問介護事業所の利益率が上がったことについては、サービス付き高齢者住宅の併設が悪いのではなくて、併設している建物の人に全てをその併設事業者の訪問介護だけでケアプランを組んでいるということが問題であって、デイサービスに来られる方もいるでしょうし、ショートステイを使う方もいるでしょうし、そういうケアプランをつくらなければいけないという、そこをしっかりとチェックしなければいけないのですが、日本中にありますので、1つずつ全部それをチェックして、ここはいい・悪いということを国がやるのはなかなか難しいのだろうと思います。それで、国としては全体のパイの中で利益率というやり方で今のところ方針を決めているというのが実態です。そうなりますと、区としてできることは、そのやり方自体に対していい・悪いということではなく、品川区の実態とその理由が合っていないので、今回こういう品川区の訪問介護を支えていただいている方たちの支援をしたいということでの提案というのが趣旨でございますので、訪問介護が悪いということは、我々は全く考えているものではないということは改めて申し添えておきたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

2つ目の質問の、区内の今回対象として58事業所の中に、今言ったような同一建物減算を算定している事業所が該当しているのかというご質問についてですが、実態としては該当しているような事業所があると見受けております。その辺りについては給付費等を確認しながら、また慎重に引き続き実施していきたいと思っております。

○あくつ委員

先ほどの質問の中で1点冒頭申し上げたように、品川区の高齢者のための今回の制度なのかということをもう一回確認させていただきというところがあります。もちろん、介護事業所、訪問介護事業所の救済という言い方はちょっと上から目線なのかもしれませんが、そこはさっき部長からご答弁いただいたその実態と合っていないと、そのとおりだと思いますので、そのところの今回の差を埋めるためのものかどうかというのは理解できたのですけれども、では、何のためにそれをするのかという大本のところ、もう少し申し上げれば、品川区はどうしても子育てに力を入れているのではないかなというような批判が、批判というかお声が、これはちょっと実態とも違うのですけれども、そういうことではなくて、高齢者のことにもしっかりと力を入れていращやるのだということを確認させていただきたいという意味での質問でございました。

先ほどの58事業所の中には幾つか含まれるということで確認させていただきましたが、当然そういうところは今回は対象にならないということも確認させていただきました。前段の部分だけご答弁いただければと思います。

○寺嶋福祉部長

大変失礼いたしました。事業そのもの、究極的な給付のピンポイントの目的は、もちろん訪問介護事業所が利益率のために引き下げられて困っているというところがあるのですけれども、そこを支援する目的は何なのかというと、これはもちろん住み慣れた我が家で暮らしていくというのが区の介護保険の大きなビジョンなので、そういう意味では区内の高齢者の方たちがいつまでも品川区で幸せに暮らしていただけるように、そのために訪問介護事業所を応援するという趣旨でございます。

○あくつ委員

ありがとうございました。言わずもがなというところがあると思うのですけれども、そのとおりだと思いますし、先ほど申し上げた区長の記者会見の資料の中で、国が推進しているにもかかわらず基本報酬を減額改定したということに対して区として、やはりそれは何らかのことをしなければならぬ、それは品川区がこういったことをすることによってほかの自治体もこういったことに目を向けるようになると思いますし、逆に東京都や国への問題提起になるのかなと私も思いましたので、あえて質問させていただきました。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○やなぎさわ委員

訪問介護のサービス事業所安定運営支援金という非常にすばらしい提案をいただいたということで、厚生委員会でも去年の1年間様々議論されて、こういった形は本当にありがたく思っております。

そこでちょっと確認なののですけれども、次回の介護報酬の改定があるまでということで、先ほど鈴木委員ともやり取りがありましたけれども、基本的に考えれば2027年4月ということになりますが、もしかしたら今、全国的というか、こういった訪問介護事業所の切迫した声というのは高まっております。

して、期中改定が臨時的に、２０２７年を待たない期中改定が行われる可能性もあるのではないかと期待をしているのですけれども、そうなった場合というのは、この運営支援金というのはどうなりますか。

○菅野高齢者福祉課長

今回の改定は、通常の３年に１回の改定ですと、委員おっしゃったとおり２０２７年の４月からということになりますが、確かに報道等で期中改定もあるのではないかとというようなことも耳にしたことはございます。そうなったときには、その改定がどのような形で訪問介護事業者の実態に沿っているのかというところをしっかりと検証しながら、この支援金を続けるかどうかの判断はさせていただく予定となります。

○やなぎさわ委員

ということは、例えば期中改定が行われましたと、ただ今回は２．５％という支援金ですけれども、それが例えば期中改定が２％でしたと、０．５％下がると足りませんというときは、例えばその０．５％分に切り替えて支援金を出すということもあり得るという理解でよろしいでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

細かい部分については、そうってみないと分からないというところもございますが、例えば、今委員おっしゃったような２％がどういう根拠で算出されたのかという部分も踏まえながら、区としてどういう対応をしていくかというのは考えていきたいと思います。

○やなぎさわ委員

ありがとうございます。あと、今回の支援金によって１事業所で月に増え幅でいくと大体幾らぐらいから幾らぐらい、何万円から何十万円ぐらいの月の支援金になるかという事業所ごとの大体の目安みたいなものがもしありましたら教えていただきたいのですが。

○菅野高齢者福祉課長

給付に対して２．５％ということになりますので、おそらく１万円から２０万円ぐらいの振れ幅があるかと思います。

○やなぎさわ委員

月に１万円から２０万円ということは、年にすると１２万円から２４０万円分の支援金を出していただけということで、非常にありがたく思っております。逆に言うと、今回の２０２４年の減収によって、年１２万円から２００万円以上、２４０万円ぐらい減収した事業所があったという事実でもあると思うのです。なので、より一層こういった支援が必要だということが今のご答弁で明らかになったのではないかなと思います。先ほどの最初の期中改定の件も含めて、継続的にこの額が安定して次の改定まで確実に何かしらの形で支援が行き届くようにぜひお願いしたいと思います。これは要望で、答弁は結構です。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○鈴木委員

先ほどの私の発言がちょっと誤解を受けているようなので、改めて申し上げておきたいのですけれども、サービス付き高齢者住宅などの事業所があることが迷惑というようなことを言ったものでは決してありません。私が言ったのは、利益を上げていることを理由に、国がこれを理由に介護報酬を引き下げたということを迷惑というように言ったものであって、先ほど言った中身というのはそういうようなことで申し上げましたということを改めて、私は決してサービス付き高齢者住宅等があることを迷惑と

言ったことは一度もありませんし、そういう思いでは言っていないということを改めて申し上げておきたいと思います。それは、その利益を上げていることを理由に国がこれを引き下げたということを感じるといふようなことで述べたものだということを改めて申し上げたいと思います。

それから、あと続いて、介護サービス事業所の燃料費高騰緊急対策支援金についても伺いたいと思います。これも、私が地域密着型のデイサービス事業所のお話を伺ったときに、東京都からデイサービスのガソリン代の補助というのが出ているけれども、品川区が指定する地域密着型のほうは出ていないので出してもらえたらという要望を受けて、予算特別委員会の中でも共産党のほうからこれを取り上げさせていただいたものがこういう形で実現していただいて、本当によかったなと思っています。

それで、改めて伺いたいのですけれども、自動車1台当たり月額1,700円というのは、今、事業所に聞いたところでは1リットルは多分170円ぐらい、170円ちょっとするという状況だということで、1リットル当たり20kmぐらい走るのにかかるということなのです。それで、大体1日350円から400円ぐらいかかっているの、1か月のガソリン代は7,000円から8,000円くらい、送迎に40kmぐらい走るの、七、八千円かかっているというのが実態だということなので伺ったのですけれども、今回の月額1,700円というのは、これに対してちょっと低いなと思ったのです。これはガソリン代が値上がりした分の支援金ということで出されているということでもいいのか、この1,700円の根拠について伺いたいと思います。

それから、対象期間ですけれども、4月1日から9月30日までの6か月間ということでここに書いてあるのですが、その後はどのようなのかについても伺います。

○菅野高齢者福祉課長

まず、ガソリン代の1,700円の根拠ということですが、今回、東京都の補正予算で組まれた同様の事業の対象外となった地域密着型介護サービス、通所介護事業所のほうが対象となっているということも踏まえまして、東京都が設定している1,700円と同じ単価という形で今回は設定させていただいております。東京都の設定としまして、車両の燃料費用のここ数年の高騰相当分という形で1,700円を算出していると理解しているところです。

そして、今回の申請につきましては9月30日までとなっておりますが、こちらにつきましても東京都が今のところ9月30日までという形でやっていますので同様の期間で設定させていただきましたが、今後も物価高騰が続くことも懸念されております。10月以降の予算計上については社会情勢を踏まえ、また都の動向を注視していきたいと考えております。

○鈴木委員

ということは、ガソリン代がこのまま値上げがそのまま続くような状況であればこれも継続されるということで、値上げが続いている限りはぜひとも継続していただきたいと思うのですけれども、その点も改めて伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

繰り返しの答弁になりますが、10月以降につきましては東京都の動向も踏まえながら、社会情勢を見て判断していきたいと考えております。

○鈴木委員

1,700円掛ける6か月分で1万200円ぐらいの支援ということになるわけですが、今までゼロだったわけなので、これが出されるということは事業者としても助かりますということで感想も、「こういうようなことで提案されたのですよ」ということで言ったらそういうように喜ばれておりまし

た。またぜひもうちょっと、実際問題、7,000円、8,000円かかっているということですので、この値上げも含めて、今後ぜひとも検討いただけたらと思っています。これは要望です。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○やなぎさわ委員

この燃料費高騰の支援金について、車1台当たり1,700円ということで、各通所介護事業所の所有台数がどういうところで申請を受けるという形になるのでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

今回見積りをするに当たりまして、高齢者福祉課としても車両台数がどのぐらいなのかというところはございます。地域密着型の定員等も踏まえて、2台から3台は各事業者がお持ちなのかなというところで見積りをさせていただいておりますので、今後受付を開始して、そのような実態が見えてくるのかなと考えております。

○やなぎさわ委員

では、今の時点で正確に把握しているというよりも、大体これぐらいかなというところで見積もっているということでもよろしいということで、確認でした。

○田中委員長

ほかにご発言はありますか。

○吉田委員

すみません、今のやなぎさわ委員のご質問を聞いていて思いついたのですが、うちも両親が在宅で、だから通所の介護もしていただいたのですがけれども、結構車の大きさとか台数とかは事業所によって違いがあるような気がしていて、それで本当に大変な事業だなと思っていて、うちの両親なんかはもう喜んで出かけて、待機して待っていて出かけるぐらいだったのですがけれども、なかなか行きたがらない利用者もいらっしゃるって、そうなるそこにずっとしばらく止めておくとか、そうするとガソリンの使い方も違ってくるのかなと思うのです。その辺のことで事業者からそういう実態を聞いて、ヒアリングして、何かの形で平均してこれぐらいだったら妥当だなという算出をされたのか、事業者の実態の調査とこの金額はどのように連動しているのか、教えていただけたらありがたいです。

○菅野高齢者福祉課長

今回対象の事業所は民設民営という形にしておりますので、区内で24事業所、認知症を含めると全部で26事業所という形で計上させていただいております。今回は補正という形で物価高騰対策という部分、原油価格の高騰というのを踏まえてスピーディーに予算を組まなければいけないというところもございましたので、単価につきましては東京都と同じような単価で、東京都の事業の対象外というような事業所を対象にさせていただいております。今後、申請していく上で事業者とやり取りをしていく中で実態等も見えてくると思いますので、この部分につきましては、今後予算編成をしていく中で検討していく課題となっていくかなと捉えております。

○吉田委員

分かりました。ありがとうございました。いろいろ難しいのはもう重々承知なのですが、事業者としてどれぐらい本当に負担になっているかということは何かの形できちんと調査しながら今後の施策につなげていっていただけたらと思います。これは要望でとどめておきます。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○えのした副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○あくつ委員

賛成いたします。

○鈴木委員

賛成です。

○吉田委員

賛成いたします。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○田中委員長

それでは、これより第71号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

- (1) 令和7年請願第8号 大井・西大井地区に地域包括支援センターの設置と特別養護老人ホームの増設を求める請願

○田中委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)令和7年請願第8号、大井・西大井地区に地域包括支援センターの設置と特別養護老人ホームの増設を求める請願を議題に供します。

まず、本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○田中委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、大井・西大井地区に地域包括支援センターの設置と特別養護老人ホームの増設を求める請願についてご説明をいたします。

まず、区における地域包括支援センターの設置については、高齢者福祉課を区直営の地域包括支援センターとし、地域の高齢者を支えるために20か所の在宅介護支援センターをサブセンターとして位置づけ、適切な介護・福祉サービスの提供を行ってきております。しかしながら、地域包括支援センターに求められる役割が複雑化、多様化する中で、地域包括支援センターの在り方を改めて検討していくとしているものです。学識経験者および被保険者、事業者代表から構成される地域包括支援センター運営協議会において検討するほか、関係各課の職員や在宅介護支援センター管理者による検討会議を開催するなど今年度から来年度にかけ検討し、令和9年4月の第10期介護保険事業計画開始年からモデル実施をする予定としております。

次に、特別養護老人ホームの増設については、区では、品川区介護保険事業計画の基本目標である「できる限り住み慣れた地域・我が家で暮らす」ことを実現するため、様々な施策を行っております。これまでも在宅での生活を支援しつつ、在宅生活の継続が困難になった場合には施設への入所の見通しを立てられるよう、認知症高齢者グループホームや小規模多機能居宅介護なども含め、多様な入所・入居系施設の整備を進めてまいりました。特別養護老人ホームについては、大井・西大井地区に1施設、区内には計12施設あり、新たに3か所の建設・増設を予定しております。今後の特養ホームについては、高齢者人口の推移に合わせてサービス量を適切に見込みつつ、限られた資源を十分に活用しながら計画的な整備を検討してまいります。

○田中委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

まず、地域包括支援センターですが、本当にずっと品川区は地域に地域包括支援センターをつくらずに高齢者福祉課に1か所だけということで、在宅介護支援センターをサブセンターということで、制度ができてからもう19年たちます、それぐらいです。これからできるまで20年以上になるわけですが、そういうことでずっと品川区だけがそういう特別な地域に地域包括支援センターをつくらないという方針できたことを転換して、地域に地域包括支援センターをつくるということになったことを大きく私は評価しているところです。

そして、今の段階で、地域包括支援センターをつくるということでスケジュール的に、令和9年からはモデルで、第10期に入るときにモデルで始めるというところなのでけれども、それまでの大まかなスケジュール、おおよそどれぐらいの地域にどれぐらいつくるというところがいつ頃どういう形で決まるのか、それから、運営協議会で検討していくということですが、運営協議会というのは地域包括支援センター運営協議会というのが介護制度推進委員会と兼ねるという形で品川区ではなっていて、これまでは運営協議会の中身というのはほとんど議論されないというのが実態だったと思うのです。議事録を見てもそうですし、何回か傍聴してもそういうような状況になってきたと思うのです。そういう中で、運営協議会の中で具体的にどういう形で検討していくのか、それから、庁内で検討会をつくって検討していくということですが、それも具体的にどのような形で、いつ頃からどういう形で検討していくのかという辺りの大まかなスケジュールを、まだ具体的にいろいろ決まっているところはそん

なには多くはないと思いますので、大まかなスケジュールを教えてくださいと思います。

それから、今、他区の状況を調査するという事で、事業者を公募して各自治体の状況を調査するという事の検討をするということが出されていると思うのですが、そのところは今どんな状況になっているのかという点についても教えてください。

○菅野高齢者福祉課長

今後の大まかなスケジュールというようなお話です。先ほど最後のほうでも事業者の公募については今行われているというお話もありましたが、それも含めてのスケジュールということでお話をさせていただきたいと思います。

今、公募が終わりまして、今後事業者から幾つか提案をいただいて、よりよい提案に基づいた事業者を選定するという作業をさせていただいている最中です。7月の中旬から下旬ぐらいには事業者が決まりますので、そこについては、区のほうで、既に職員とかそういったレベルではどういった課題があるのかという洗い出し等は検討させていただいておりますので、事業者が決まった暁にはそこも含めて今後どういう課題があるのか、あとは他区や国の動きはどうなっているのかというところのご助言をいただきながら検討を進めていく予定となっております。

そして、介護保険制度推進委員会と、こちらの地域包括支援センター運営協議会が兼ねているというような実態に今はなっておりますので、実態としましては、昨年度の3月に行われた介護保険制度推進委員会の中で、運営協議会を開催した際にはこういった在り方を検討させていただくので、今後こちらの運営協議会のほうでも定期的にご報告させていただきながら検討させていただきますというようなお話は委員のほうにはさせていただいておりますので、この介護保険制度推進委員会の日程に沿った形で、恐らく今年度ですと3回開催予定となっておりますので、来年度は4回という形で、年度によって計画の関係もありますので開催の回数はちょっと違うところはありますが、そういった形で、そこで一緒に検討していきたいと思っております。今のところ大まかなスケジュールとしてはそうなっておりますので、今後、モデル実施をどの地域でという部分につきましては、その検討の中でどのようにやっていくことがスムーズに、また現場の今やっているサービス等が滞ってもいけないという部分もございますので、そういったところも踏まえながら検討していきたいと思っております。

○鈴木委員

事業所を公募して、事業所が決まって、課題の洗い出しとか、他区や国の動きとかを調査しながら、助言ももらっていくというところだということなのですけれども、そういう事業所の公募だったりとか、その事業所にどういうことをやってもらうのかということは、厚生委員会の中には報告がなかったのです。私は、これから地域包括支援センターが地域につくられるということは品川区にとってはすごく大きな転換になるわけですので、そういうところを厚生委員会の中でも、事業所を公募しているわけですから、そして予算も使っているわけですから、そういうところはぜひとも報告していただいて、区が課題の洗い出しもしているということであれば、どんな課題があるのかというところもぜひこの厚生委員会の中に報告していただきたいと思うので、その点を伺いたいと思います。

それから、あとは、本当に品川区は長い間、もう20年近くもそういう形で保健師や社会福祉士が地域にいないまま、古い制度の在宅介護支援センターということでずっとやってきて、それを補完するとか、また、支え愛・ほっとステーションというものを品川区独自につくったという、本来であれば地域包括の中で一体的にそういうものをほかの区は進めてきているわけですが、そういうところでもすごく複雑な仕組みになっているので、そのところを今後どのようにうまく活用しながら品川区

として地域に保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種の専門職がお互いにチームとして高齢者に支援をしていくという形で様々な活動ができるようにというのが検討されていくということになると思いますので、本当に大変だと思うのです、今まで長い間独自のやり方をしてきたので。でも、そこには専門職がないという中でやっていますので、そういう専門職をしっかりと配置した形でどのように充実させていくかというところではこれから検討していくということです、ぜひその検討の中身は厚生委員会に逐一報告していただいて、一緒に議会も検討できるという形にしていきたいようにお願いしておきたいと思います。

それから、あと、次に特養ホームのほうなのですが、特養ホームは整備率が、私は改めて現在の整備率というのを、23区の特養ホームがどこに何か所、何ベッドあるのかというのは東京都の資料で分かりますので、それを基にして計算をしてみたのですが、現在の整備率は、品川区は20位なのです、20位。それで、これから令和9年6月に八潮に52ベッドができて、小山台に令和9年の12月に77ベッド、合わせて129ベッドが開設されると思うのですが、それを含めたとしても整備率は18位で、1.371%という状況になっているのです。そういう整備率に対して、区としてはどう捉えられているのか、まず伺いたいと思います。

それで、東京都には促進係数というのがありまして、整備率が足りない、低い所に対しては促進係数、だから普通だったら1倍のところが1.何倍にしますよということで、区によって1.1倍から1.8倍まで促進係数というものが出ていまして、品川区はトップの1.8倍なのです。品川区、大田区、世田谷区、新宿区という4区が1.8倍で、これは令和7年度の補助協議用の資料なのですが、結局これだけ品川区の特養ホームが少ないために、補助金は1.8倍出しますのでぜひ造ってくださいよというのが東京都の促進係数の1.8というものだと思うのです。そういうところからすると、品川区としてはこういう低い整備率、それから促進係数というのはトップという状況に対して区としてどう捉え、今後どのように考えているのかという点を、まず伺いたいと思います。

○田中委員長

その前に、委員会での報告に関しましては、今後委員長、副委員長と協議をし、理事者との調整をした上で、内容については決定して対応していきたいと思います。

○鈴木委員

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○東野福祉計画課長

特養ホームの整備率について、私からお答えしたいと思います。今、委員からお話がありましたとおり、品川区の順位でいきますと20位ということで間違いございません。2施設、小山台、八潮南を整備したとしても18位、もうちょっと上がることを考えていたわけなのですが、それでも18位で、また他区も整備を進めている状況から考えると、大きく上がるということではございません。そういう中でも、先日の厚生委員会でも報告をさせていただきました東大井三丁目につきましては、引き続き区として特養ホームを整備したいということで、現在、東京都のインフラ事業を使いまして進めているところでございます。とはいえ、なかなか特養施設を造るためには大きい敷地が必要となっていますので、そういった敷地が今後出てくることも踏まえまして、アンテナを張った上で整備については努めていきたいと思っていますのでございます。

○鈴木委員

この間の事務事業概要に特養ホームの入所調整会議にかかった人数というのがありまして、それが令

和6年のところで第1回で393人、第2回のところで444人ということで、一貫して400人前後がずっと入所調整会議にかかっている、申込みがこれだけ多い状況がずっと続いていると思うのです。そういう中で、第2回は、444人はA判定だと大体すぐに入れるというような感じ、すぐにというか半年以内に入れる。B判定の方も入れる、Aで入らなくて辞退した人がいれば入れる可能性があるというようなことで、Cの方はほぼ入れないという状況になると思うのですけれども、C判定の方が何人いたのかということをお教えいただきたいのと、あと、令和6年度の第1回の393人という方はもう既に、これは去年の8月末までに申請した人で9月に入所調整会議にかかった方で、今年の3月までに入った方ということになると思うのですけれども、393人の中で入所できた人数が何人なのか、分かたら教えてください。

○菅野高齢者福祉課長

特養ホームの入所の関係のご質問です。まず、申込者数、令和6年度の第1回目の393人に対して、入所された方というお話なのですけれども、3月時点の数字ですと、このうち123人の方が入所されております。これはまだ確定値ではないので、もう少し、もう若干多めの方が入所されたのではないかと捉えております。

ただ、こちらの事務事業概要のところにその年度の入所者数というのが書いてありまして、令和6年度は245人、令和5年度は261人、令和4年度は283人となっております、平均すると120人から140人程度の方が1回の申込みに対して入所するというような傾向になっているのかなと捉えております。

そして、第2回目の申込者444人に対してのA判定、B判定、C判定の内訳につきましては、444人のうち415人が今回は該当するという方になっておりまして、要件の確認もありますので、そのうちのA判定の方が106人、B判定の方が61人、C判定の方が273人となっておりますので、傾向としてはB判定ぐらいまでで167人となりますので、その辺りのところが可能性が高いのかなと思います。

ただ、結果を通知するときに、今、特養ホームは3か所まで希望できるということになっていまして、入所希望者数の一覧というのもお伝えさせていただいていまして、傾向としてこういった場所を希望するかにもよって、場合によってはC判定でもお声がかかるということもございますので、これは目安として皆さんにお伝えしているということになります。

○鈴木委員

結局、393人申し込んでも123人しか入れない、つまり270人の方は入れない。そして、第2回目のときも415人が対象になって、C判定、まずは入れませんよという方は273人ということなので、3分の1が入れるかどうかというのが実態だと思うのです。だから、本当に切実な思いで申し込んでいると思うのです。この方が常に3分の1しか入れないという状況というのは、私は改善する必要があるのではないかなと思うのです。そういう点では、特養ホームが大きい敷地ができれば検討しますよというようなことを毎回言われるのですけれども、そういうことではなくて、これから例えば障害者のグループホームも所要量というのを出しますよと、検討しますよということでご答弁が、そこまでご答弁がいきましたと言ったと思うのですけれども、そういう形で特養ホームもこれだけ造っていきまよということを明確に出して、そのためには土地をどう確保していくかということで、大きい土地ができて初めて検討しますよというのではなくて、これだけ困った人がたくさんいるわけですから、この困った人たちのために特養ホームを何か所造ります、そして、そのために土地をどう確保していきましよう

かということでの発想の転換というか、そういうことが私は必要ではないかと思うのです。だって、道路を造るためには土地をどんどん買収して、道路用地を買収して土地を確保していくわけです。道路を造るためには土地買収して確保するのに、特養ホームでこれだけ困っている人がいるのに、土地がたまたまできない限りは検討もできないという考え方は変えることが必要ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

あと、先ほど福祉計画課長も言われたように、2か所できても順位はあまり上がらないのです。というのは、他区も造っているのです。私も改めてこれを見て、完成予定というのがあって、11区が様々な特養ホームの増設をしていまして、すごいのです。足立区では3,800ベッドもあるのです。大きい区というのもありますけれども、品川区の整備率は1.37ですが足立区は2.24、葛飾区も2.46、本当に2,000とか3,000という形で、土地の関係もあるのかもしれないのですが造っているわけです。そういうところでいえば、私は所要量を出す、必要な数を出して土地をどう確保していくかということで、ぜひそういう観点でやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうかということと、もう一つ伺いたいのが、今回の請願というのは大井・西大井地域に特養ホームを造ってほしいということなのですが、品川区は、日常生活圏域ごとにどんなサービスがどれだけ整備されているのかということを一覧表にしています。これを見ると、大井・西大井地域に特養ホームはロイヤルサニーの60ベッドしかないのです。6つの地域に分けて最も少ないベッド数になっているのがこの大井・西大井地域だと思うので、そういう点では日常生活圏域のところで整備していくという考え方というのは区としてどう考えられているのか、その点についても伺いたいと思います。

○東野福祉計画課長

まず、委員のほうからご提案がございました特養ホームの所要量を先に検討すべきではないかという点でございますが、こちらは、委員の言うことも一理あるかもしれませんが、やはり一定程度の施設を造るに当たっては、土地の確保というものがどうしても必要となってきます。区のほうでもいろいろなアンテナを張りまして、未利用地の確保については福祉のほうの施設として取得したいというような意向も様々示しておりますが、なかなか特養ホームが造れるほどの土地が出てこない、他区と比べましてもそれが品川区の実態でございますので、その点を踏まえた上で、今後も限りある資源を区としてどのように活用していくかという部分も併せて考えていきたいと思っております。

それから、日常生活圏域においての特養ホームというお話でございますが、区といたしましては、地域密着型の施設につきましては日常生活圏域で充実させていきたいという考え方を持っておりまして、そういう意味で小規模多機能型居宅介護につきましては、一定程度のものが造られているものと理解しております。

特養ホームを、先ほどの繰り返しになりますがその地域で一定程度の規模のものを造っていくとなりますと、それだけの土地面積も必要となりますし、またそれを運営していく事業者も必要となってきます。そういったものを全体的に考え合わせながら、建設につきましては今後も検討してまいります。

○鈴木委員

地域密着というところなのですが、特養ホームは地域にあると家族も小まめに通えたりとか、高齢者の方が満足に最期までいられる施設が特養ホームですが、そういう終末期に家族からも離れ、友人、知人からも離れて遠い所に行くというのではなくて、特養ホームに入ったとしても、やはり住み慣れた地域で最期まで暮らしたいというのが高齢者の本当に切実な思いだと思うのです。そういう点では、例えば私が住んでいる中延の地域とかは、荏原東地区という所では特養ホームが5か所あるの

です。それに比べて、大井・西大井地域はロイヤルサニーの60ベッド、1か所しかないということでは本当に地域のアンバランスがあって、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けたいというのが品川区の大きな方針になっていると思うのですけれども、それは在宅ということなのですが、在宅でもう限界といったときには特養ホームに入れるようにと、特養ホームに入ったときも住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるというためにも、特養ホームを地域に根差した所で造るというのは、地域密着の施設だけでなく、普通の大型の特養ホームにしてもそういう観点でぜひとも住み慣れた地域で暮らし続けたいということの実現のためにもそういうところでぜひやっていただきたいと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

特別養護老人ホームを住み慣れた地域にというようなお話でしたけれども、例えば高齢者福祉課のほうでは区内12か所ある特別養護老人ホームを一手に区のほうで一括して申込みを受け付けて、入所調整をさせていただいておりますが、ご希望の傾向を見させていただきますと、例えば特別養護老人ホームでも多床室だったり、ユニット型個室だったりということで形態が違って、それによって料金も違ってしておりますので、一概にご近所の特養ホームだけを皆さんがご希望されるかということ、またそこは違うのかなというような傾向がございます。

あとは、例えばご夫婦お二人でお互いに高齢になって、お一人の方が特別養護老人ホームに入りたいというときには、もう一人の方、残られた方は、やはり毎日行きたいからということで近くをご希望されるという傾向はございますが、それが別居のお子さんだったりとかして、その方が申し込まれていると、急いでいるからということで区外の特養ホームでもというようなご希望もされることがありますので、その家族の形態等によってご希望のされ方は違うのかなというように捉えております。

○鈴木委員

それは、個々人の家族の経済的な状況だったりとか、家族関係の状況だったりとかに合わせて、もちろんそういう多床室でないと希望できないであったりとか、もう限界なのでとにかく早く入れてほしいということで三多摩のほうを希望するというようなことはあると思うのですが、でも多くの高齢者はやはり住み慣れた地域で最期まで暮らしたいというのが思いだと思いますので、そういうところからも、私は各圏域ごとに特養ホームの整備というところもぜひとも検討していただきたいということで、強く要望しておきたいと思います。

あと、最後にもう一つ聞きたいのは、ここで、地域には民間有料老人ホームが複数ありますが、入所料金が高額で、多くの人にとって入所は困難ですというようなことが書いてあるのです。明日また介護保険の運営状況についての報告がありますが、この中でも特定施設が特養ホームよりもすぐ上回って介護保険を使っているという状況になっているのです。有料老人ホームが特定施設という形で介護保険の報酬を取っていますので、その有料老人ホームが高過ぎて入れないというのが皆さんの思いだと思いますのですけれども、この有料老人ホームの料金というのは高い所で幾らぐらいなのか、またおおよその平均というか、そういう所で幾らぐらいなのか、区内の有料老人ホームの料金というのが分かったら、その点についても伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

分かる範囲でお答えさせていただきます。知り得る範囲では、有料老人ホーム等の月額の利用料は有料老人ホームも入るときに一時金を払うパターンと、あとは月額で少し高めで設定するパターンとありますので、月額のパターンでお話しさせていただきます。そうすると、この間見た限りだと、例えば高

い所は月額65万円とか、そういうような傾向は出ております。そこに介護報酬の自己負担分も加わるのかなというところです。平均的には恐らく35～36万円前後ではないのかなと捉えております。

○鈴木委員

本当に月額65万円という額を払える人がどれだけいるのか、一般の人だとまず無理だと思うのです。平均でも35万円前後で、それに自己負担の特定施設の自己負担の1割負担、またはその人の収入に合わせての負担がつくとなるともっと高くなるわけですから、本当にここに書いてあるとおり入所困難というのが実態だと思うのです。もうどうしようもなく有料老人ホームに入った場合、ご主人が入って、では、残された奥さんが自分の老後はどうなるのかというと、本当に家を売るしかないのではないかと、そういう実際の問題、そういう話になってくるわけです。そういうところからしたら、本当に特養ホーム、在宅ではもう限界だという方が申し込んだときに入れるというところで、私は特養ホームがどれだけ必要なのかということをしつかりと区としても出していただいて、そのために土地をどう確保していくかというところにぜひとも切り替えていただいて、これから八潮と、それから小山台と、それから都営元芝アパート跡地にまたできるということになりますけれども、それができても整備率はそんなに高いほうにはならないのです。まだまだ本当に23区の中でも低い整備率のままなのです、それができたとしても。それなので、ぜひそういう品川区の入所調整会議にかかる方が、要介護3以上しか申込みができないという状況になってもそういう状況がずっと続いているわけですから、ぜひとも特養ホームの増設に向けて、特にこの大井・西大井地域にはロイヤルサニー1か所しかないわけですから、そこにぜひとも造っていただきたいということで要望しておきたいと思います。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年請願第8号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、まず、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○えのした副委員長

本日結論を出すで、不採択でございます。

理事者のご答弁でもございましたが、大井・西大井地区には在宅介護支援センターもありますし、こちらを増設3か所していくということで、特別養護老人ホームについては計画的に進めると。地域包括支援センターは令和9年4月、第10期にモデル地区の実施ということで、地域はこれからということでしたが、なかなか地区の限定は今の段階では難しいと。区は動いていますので、各地域のお声をしっかりと聞いた上でモデル地区の実施地域を決定していただければと思います。

○大倉委員

本日結論を出すということで、採択については不採択でお願いします。

理由については、今いろいろお話があった中で、ご説明もある中で、現状の在り方として地域包括センターが依然としてあって、各サブとして在宅支援があって進めてきていたところから、運営協議会というお話でしたけれども設置して、検討して、今後地域包括センターをどのように進めていくのかも含め、モデル実施というお話もありまして検討していくということでありましたので、大井・西大井地区かどうかというところはこれからというところではあるものの、進めていくというところの確認できた

と思っています。

特別養護老人ホームについてもできる限り設置をしていき、今も3つ、お話の中であった小山台、八潮、東大井に設置していった、着実に今も増やし続けてきているというところで、人によっては各個々人の事情もあって、どういう所がいいかというのは人によるということもお話がありましたけれども、整備についてはしっかり進めていっている状況だということを確認できましたので、この請願については、そういう意味では願意は満たされているということで判断いたしました。

○あくつ委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

先ほどからのご説明がありましたとおり、去年の私どもの会派としてもこれは一般質問求めていたところの地域包括支援センターの在り方と在宅介護支援センターとの役割分担についてということで、区長からも再検証する時期に来ているということで、地域包括ケアシステム全体の再構築を検討していくというご答弁からこうした動きになっていますので、この点については、今進行中ということになります。モデル事業が始まるということですが、この時点において大井・西大井地区ということで限定することはふさわしくないと考えております。

特別養護老人ホームの増設につきましても、先ほどからご説明ありましたとおり適地というところが、非常に狭小と言ってしまうといいかどうか分かりませんが、広くない品川区の中において、今12か所で、先ほど3か所の増設ということが計画されておりますけれども、ここについても今整理中ということなので、この請願については不採択ということにさせていただきます。

○鈴木委員

結論を出すということで、採択でお願いしたいと思います。

地域包括支援センターはこれから整備していく、令和9年度にモデル実施ということで本当に大転換で、そういうことは評価するところですが、大井・西大井地域というのは日常生活圏域の6つのうちの1つということになるわけですから、地域包括支援センターをつくるとなったら、この地域にも当然つくられるということになるべきだと思います。

それから、あと特養ホームについては、先ほども申し上げましたけれども、申込みの方に対して入れる人は3分の1以下という状況で、毎回毎回半年ごとにやる申込みの中で270人以上の方が入れないという状況、切実な状況で申し込んでもこれだけ入れないという状況が続くわけですから、それは3か所の整備だけでなく、ぜひとも所要量を設定して整備を進めていただきたいと思います。その中で、大井・西大井には特別少ない特別養護老人ホームですので、ぜひともここに設置していく方針を取っていただきたいと思います。

○吉田委員

私からは本日結論を出すということで、採択でお願いいたします。

理由といたしましては、最初の地域包括支援センターについては、生活者ネットワークは何年か前に品川区に調査をお願いしています。本当にいつも品川区はきちんと私どもの調査活動にご協力くださりまして、そのときそれぞれの在宅介護支援センターに、地域包括支援センターにアンケートをお願いして、「品川区、これは無理だと思うよ」ということを調査主体に言ったのですけれども、きちんとその辺もアンケートを取ってくださりまして、現場からは全然いろいろな、専門職が足りないという本当に悲鳴のようなアンケートが返ってきておりまして、当時の高齢者福祉課に「こういうアンケートが返ってきましたけれども」と言ったら、「いや、そんなはずはないのだけれども、おかしいな」とはおつ

しゃいましたが、もう現に現場からはその時点で品川区からも全く足りていないというアンケートが返ってきております。そのことからいっても、現場も地域包括支援センターとしてきちんと整備してほしいというお声と私どもは受け止めております。ですので、大井・西大井地区にとここに書いてあるのが若干気にはなるところなのですが、全体で地域包括支援センターの設置というように捉えて、私としては採択を主張したいと思います。

特別養護老人ホームにつきましても、私の父も、本当に待機が多かったにもかかわらず、いろいろな事情で辞退される方もあって入ることができました。本当に看取りまでしていただいて、本当に家族としてもよい、在宅から近くの特別養護老人ホームという形で、私の場合はすごく恵まれた結果というか、そういうものを迎えられたのですけれども、本当に足りなくて遠くの施設とか、それから有料老人ホームを選択せざるを得ないということで選択されていらっしゃる方もあります。でも一方で、私の娘はそういうところに働いていたのですけれども、資金が続かなくなって退所せざるを得ないという方たちの実情も承知しております。そういうことを考えると、やはり区としては特別養護老人ホームの増設ということで、施設整備計画をもうちょっと明らかにして、そういうものを利用したいという方たちにも公開されるべきだと思うのですけれども、品川区の場合はそれもありますので、増設の方向で施設整備計画もきちんと示された形での計画をまずは明らかにしていただくことも含めて、私としては採択を主張したいと思います。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すということで、趣旨採択にしたいと思います。

まず、説明だけさせていただきます。地域包括支援センターですが、私自身が介護業界で働き始めたのは大田区が最初で、次に港区で、そこで6年ほど働いて、その後品川区で働いているのですけれども、もともと大田区、港区というのは地域包括支援センターが当たり前にある環境でずっと仕事をしていたので、品川区に来て驚いたというところで、在宅介護支援センターとは明らかに違うなという機能を果たしていると思います。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士がいて、本当に地域の包括的な役割を担っているところでありまして、非常に必要な施設というか役割だと思っておりますので、区長が増やすというか検討に入るということは、非常に私も喜ばしいことだと思っております。

特養ホームに関してなのですけれども、これも先ほど鈴木委員からもいろいろお話がありましたように3分の1ぐらいしか結局入所ができておらず、260人ぐらいの方が入れていない状況にあるということで考えれば、やはり増やしていく必要は当然あるだろうと思います。整備率に関しては、順位が云々というより、仮に最下位だとしても誰でも入れる状況であれば最下位でも別にいいのですけれども、そういう状況になっていなくて順位が低いというのは問題があると思いますので、ぜひ地域に特養ホームを増やしてほしいと考えております。

その一方で、こちらの請願が地域を限定しているということで、大井・西大井ということで、その点が私としてはちょっとネックになってくるのかなということで、当然どこの地域、地域包括支援センターも全ての地域、ここに中学校程度ということで地域を区切られていますけれども、もちろんこういったところで増やしていくということも大切ですし、特養ホームも、先ほどいろいろお話がありましたとおり、本来であればもっと品川区が計画的にというか、攻めの姿勢でどんどん計画を立てて、所要量でどんどん増やしていくというような、空いたら造るよりはもっと積極的にということをお願いしたいと思うのですけれども、一方で、現時点で土地がないとかいろいろな条件もあると思いますので、ひとまず大井・西大井地域に限らず増やしてほしいなと思います。

他方で、ただ５８５人の方の請願の署名もあったということなので、これは重く受け止めてほしいというところで趣旨採択にしたいのですが、恐らくこれは３つに割れてしまうということで問題が起きると思いますので、私は採択のほうに寄せさせていただきます。

○田中委員長

それでは、本請願については、まず、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願について、挙手により採決を行います。

令和７年請願第８号、大井・西大井地区に地域包括支援センターの設置と特別養護老人ホームの増設を求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

賛成少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後０時０６分休憩

○午後１時１０分再開

○田中委員長

休憩前に引き続き、厚生委員会を再開いたします。

(2) 令和７年請願第１１号 国に対して、国が引き下げた訪問介護事業者への区の減収補填分を区に補填することと、訪問介護事業者の訪問介護基本報酬引き上げを求める意見書提出を求める請願

○田中委員長

次に、(2)令和７年請願第１１号、国に対して、国が引き下げた訪問介護事業者への区の減収補填分を区に補填することと、訪問介護事業者の訪問介護基本報酬引き上げを求める意見書提出を求める請願を議題に供します。

まず、本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○田中委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、私より、国が引き下げた訪問介護事業者への区の減収補填分を区に補填することと、訪問介護事業者の訪問介護基本報酬引き上げを求める意見書提出を求める請願についてご説明いたします。

令和6年度の介護報酬改定では、多くの介護サービスの基本報酬が引き上げられた一方で、訪問介護については利益率が全サービスの平均利益率を上回ったことから引下げとなりました。しかしながら、訪問介護の利益率が向上した背景として、サービス付き高齢者住宅等の集合住宅併設型事業所が効率的に訪問介護を提供していることが大きな要因となっています。区内においてはこのような事業所は極めてまれであるため、特に中小規模の事業所からは基本報酬引下げが実態に沿っていないとの声を寄せられていました。実際に報酬改定後の給付実績を見たところ、多くの事業所が基本報酬の引下げにより減収となっています。区内事業所は、令和6年度以降に廃止4件、新規開設3件となっており、ケアマネジャーからは、現時点では要介護高齢者が介護サービスを受けられないといった事態には至っていないと聞いておりますが、このような厳しい状況であることを鑑み、次期介護報酬改定までの間、時限的に介護給付費の減収分に対し給付を行い訪問介護事業所を支援することとし、補正予算に所要額を計上しています。

介護報酬改定に当たり、国の調査や制度の枠組みは従来どおりの手続が行われており、給付と負担のバランスを図りながら改定率が決定しています。国は、次期改定に向けた調査において、訪問介護についても新たに移動の手段や時間などを聞く項目を新設し、より詳細に実態を把握するとしています。区は、引き続き国の動向を注視するとともに、課長会などの機会を捉えて、他区とも情報共有しながら上部組織へ意見を上げていく予定となっております。

○田中委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

訪問介護の報酬が引き下げられたということを引上げを求めるという請願はもう3回出されて、こういう審査が繰り返し行われているわけですがけれども、前回の審査のときに、私は区としてもそういう現場の実態を把握していただきたいということで意見を言ったときに、区内には20か所の在宅介護支援センターもあって、ケアマネジャーとかに実態を聞くほかに、在宅介護支援センターごとに地区ケア会議があって、そこでは介護サービス事業所の方も参加されているので現場の声を聞く機会というのはあるので、その中で実態も聞きながら実態については把握していきたいということで言われていたのですが、実際にそういうところで声を聞いていただいて把握された実態というのはどういう実態だったのかということの一つ伺いたいのと、あと、令和6年度に訪問介護報酬が引き下げられて、区内で4か所の事業所が閉鎖となったということで先ほどもご説明いただきましたけれども、またこの記者会見の資料にも書かれていましたが、その4か所というのはなぜ閉鎖になったのかというのを区としては聞かれているのか、その点についても伺いたいと思います。

それから、今も課長は23区の課長会などの機会を捉えて、他区とも情報共有しながら上部組織へ意見を上げることを検討してまいりますということで言われましたけれども、前のときもそのように答弁されているのです。そういうところで、23区課長会などの機会を捉えて、そういう上部組織に意見を上げるということはされたのか、その点についても伺いたいと思います。市長会とかでは国に対して意見を述べているということはあるということで報告されているのですがけれども、特別区長会というところではどういう状況になっているのかについて伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

幾つかご質問いただきますので、順番にお答えさせていただきます。

まず、前回の請願のときに、区としても現場の実態を捉えるというお話をさせていただいたということの実態、実際はどうだったのかというご質問についてです。ケアマネジャーからはその都度その都度確認させてもらっているのですが、先ほども申し上げましたとおりサービスが滞るというような状態には至っていないけれども、というようなことがケアマネジャーから聞いた実態です。そして、実際に介護事業所がどうなのかというお話ですと、この会議でそれを議題に捉えてわざわざ聞くというわけではないのですけれども、聞くところによると、やはり基本報酬が下がったということについては減収になっているという給付実績の実態もありますし、実際にそこは紛れもない事実だというような形では聞いておりますので、今回支援金の結果に至ったということにはなります。

そして、4か所の廃止になったところの理由ですけれども、実際に赤字経営という形で廃止にしたところもあるれば、ヘルパーの高齢化だとか人員不足というような形で廃止になったところもありますので、両方の理由が兼ね備わっているのかなというように捉えています。

そして、3点目の上部組織へ意見を上げていくということにつきましては、23区のほうで各区にこういった意見を上げるかというような調査が来ておりまして、品川区としてもそういう実態があるので、国のほうに基本報酬の引下げの部分が実態に即していないので、きちんと実態に即したような形でというような要望を出させていただいております。23区から全国の市長会のほうに上がって行って、最終的に国に要望するというような段取りを取っておりますので、今はその途中の過程なのかなというところで捉えております。

○鈴木委員

そのように現場の実態を直接把握している自治体から声を上げるというのは、一番本当に強みなのではないかなと思うのです。そういうところで、品川区から特別区長会を通してそういうように上げていただいたというのはすごくよかったと思います。ぜひ、これだけ品川区としても国が引き下げたためにその対応を取るということで3,900万円からの予算を計上するということになりましたので、その対応というのは本当に評価するところなのですけれども、国がそういう対応を取らなければこういう支出はなくて済んだわけですから、ぜひともこれからも機会あるごとにそういう一番実態を把握している自治体として声を上げていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、あと国がやった調査というのがすごい少なかったわけです。1割にも満たない件数で実際調査をしたけれども、それが4%にもいかなかったという回収率だったので、実際は3.7%ぐらいの事業所に対してですけれども、それぐらいの回答だったわけです。それなので、それでもこれだけ6割が赤字になっているという、都市部でも山間地等でも6割が赤字になっているという実態が出たというところなので、それが本当にきちんと把握されたらもっと大変な実態が見えてくるのかなという思いがしたのですけれども、その中で、改めて今度は訪問介護について、訪問先の状況や移動手段、移動時間を把握するための調査項目を新設してより詳細に実態を把握するということが出てきたと思うのです。これは何か、報道で見ると、5月頃に調査をかけて12月頃に報告があるみたいなことで一部書かれていたのですけれども、これは、区のほうにはそういう調査についてはどのように来ているのか、区内の事業所についてもこれが調査されることになるのか、その点が分かったら教えてください。

○菅野高齢者福祉課長

今ご指摘の調査というのは、令和7年度の介護事業経営概況調査の実施についてなのかなと捉えてお

ります。2月の介護給付費の分科会、国の審議会のほうでこういった調査をしますよというのが議題に上げられておまして、5月に調査をするということで、その調査項目の中に、今委員ご指摘の今までにはなかった、例えば主な訪問介護の移動手段はどういうものなのか、平均的な移動時間についてということで、多分今回の調査でそういった集合住宅的なところに効率的に回ると、一軒一軒回るところの差がまるっと調査されたことがこういう介護報酬引下げに反映されてしまったというところの部分を捉えた、改善された調査項目が加わったと捉えております。

今、私の知っている範囲で、どこに調査して、どのぐらいの数というのはちょっと把握できておりませんが、区として、国から通知が来た場合には積極的に事業者にお答えしていただくように働きかけは常に、介護の情報提供ツールがありますので、そういったところを通して呼びかけをしていきたいと思っております。

○鈴木委員

訪問介護の場合は実際に介護のところしか報酬にならなくて、移動時間、移動しなければ介護ができないにもかかわらず移動が基本報酬の中に入っていないということが大きな問題で、特に山間地とか離島は特に大変だし、都市部でもそういう移動時間というのは大体15分ぐらいはかかるということも聞いていますので、そのところの実態が把握されて、そのところも報酬に検討されるということになることが本当に必要なのではないかと思いますので、実態がより把握できるように、区としてもそういう調査が来たときにはよろしくお願ひしたいと思います。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

○やなぎさわ委員

今回と同様の趣旨の請願・陳情というのが、去年の厚生委員会だけで前年度に3回出ていて、ちょうど先ほど午前中に第71号議案で訪問介護サービス事業所安定運営支援金というのがこの場で採択されたということで、非常に喜ばしいことですが、今回品川区は、国の引き下げた分の補填を区の財源でしていただけるということで、そう考えたときに、要は国が引き下げた分を肩代わりしているという状況であって、これは区民に使われるべき税金をその分回しているということになると考えるならば、品川区議会としても、2024年に訪問介護事業者の倒産件数は過去最多を更新しているわけで、区議会としても、根本的な制度をつかさどっている国に対して是正をという声を議会として上げるというのは非常に大事なことかなと思いますので、今、このままだと鈴木委員以外の発言がなかったということで、私としてはこういった区の施策にも通じるものだと思うので、ぜひこれは区議会として国に声を上げていくべきではないのかなと強く感じているところです。

例えば前年度、自民党・無所属の会の厚生委員の委員の方の請願・陳情に反対した理由としては、国が今動いているのだから待つべきだということを、去年の10月の審査のときにも恐らくおっしゃっていたと。ただ、結局待っていたけれども、1年とまでは言わないですけれども、7か月、8か月たって全くに国は動いていないというところがあったり、調査自体も、実は去年10月のときに、今調査をやっているのだから、国も動くのだから待てという話だったのですけれども、実は去年の9月、10月に行われた調査というのもサービス付き高齢者向け住宅という移動時間がなく、待機時間もほぼなく、効率的にサービス提供できて利益率が高いというところの個別の調査というのをやっていなかったと。今回、今年の年明け2月になって初めて切り分けた調査をするよというのが提案されて、5月から実施されたということが先ほど鈴木委員への答弁の中にありました。ということで、その結果が出るとい

うか公表されるのが12月で、かなり急いでやって2026年の4月に期中改定するかというところにぎりぎり間に合うかどうかというところもありますけれども、なので、結局、今国は正直動いていないという実態が分かったと思うのです。すごいゆっくりやっている、緊急的に調査というのを別にしていなかったということが浮き彫りになっているので、ぜひ我々としても区議会から声を上げて国を動かすということをしていきたいなと思いますので、ぜひ何かその件に関してご意見があれば、委員の皆さんから。

○田中委員長

では、何かご発言がある方はお願いします。

○吉田委員

先ほどの審査のときも言いましたけれども、私たちも調査をしているのです。それで、ちょうどそろそろまとめに入らなければ、まとめる時期なのですけれども、まだ正確な結果が出ていないので、その結果について、私は勝手に言う立場ではないのですけれども、私も調査に参加して、その調査に答えてくださった事業所にヒアリングをかけたりしているのですけれども、その中でも、もう確かにこれは減収になっている、減収で、しかも、先ほど廃業の理由に収入が減ったということが直接ではないかもしれないけれども、結局実際に働く方たちへの報酬が低いことが次の担い手を生み出していないというのはもう明らかなと思うのです。それはヒアリングの中ではもうはっきりそういうことは言われていますし、なおかつ介護に直接携わる人だけでなく、運営する側の人たちへの報酬もなかなか厳しいという状況で、結果として事業所全体としての経営が厳しいという状況も明らかなと思います。

その中で、品川区が区としての予算を投じたということは本当に私も評価したいと思いますけれども、そもそも最初の介護報酬の引下げのときに、みんな一斉に同じような意見を言ったと思うのです。生活者ネットワークとしてもそれはいろいろな機関紙とかそういうもので公表しています。利益率が高いということの解釈、解釈というか、それがそもそも間違っているでしょうというのは誰もが指摘したところだと思うのです。そういう国の方針を区が補填しているわけですから、それは品川区としては当然国に対して要求してもいいことなのではないかなと私も思うところです。手順を踏んで意見書の提出というのは行うべきなのではないかなと私も感じております。

○あくつ委員

先ほどからの委員のご意見を拝聴しているのですけれども、そうした場合、ここで請願の事項にあるような形で補填した自治体の財源負担を補填すること、基本報酬を全産業の平均引上げ率以上に引き上げること、この財源をどこに求めるのかというのは、私は逆にほかの委員に聞きたいのですけれども、これどのようにお考えになっているのですか。これはいわゆる介護保険料を上げるということですか。

○田中委員長

それに対してのご答弁は、紹介議員の安藤たい作氏と同会派の鈴木委員から、もしあれば。

○鈴木委員

この問題は、前の議論のときも何回もなっているのです。これを上げることになれば保険料は上がりますよねというような議論があったわけです。でも、それは自民党も公明党も野党だった時代は、国の負担割合を10%引き上げということを提案していたのです。今、国の負担割合というのは25%です。それを35%に引き上げることで税金をもっと入れるということです、介護保険に。そういうようにしなければ、介護保険もう本当に破綻して崩壊します、そういう状況なのです。それなので、私たち共産党としては国の負担割合を25%から35%に10%引き上げる、そうすることで介護報酬のこと

が直接介護保険の保険料の引上げにならずに済む、だから国の負担を増やす、税金を投入するということをしない限りは介護保険の崩壊になるので、自民党や公明党が野党時代に提案していた10%引き上げるといふようなことを一緒にやりましょうよということで、この委員会の中でも私も提案させていただきましたし、そういうことであるべきなのではないかというのが私たち共産党としての提案です。

○あくつ委員

先ほど私が申し上げたのは財源をどこに求めるかという話をしたので、それはどこの国家の予算から持ってくるおつもりなのか、それをはっきり教えてくださいと申し上げたのです。

○鈴木委員

国の財源という意味ですね。国の財源の税金の使い方というところでは、今回、消費税の問題とかでも共産党は提案していますけれども今の税金の集め方、そのところがもう本当にゆがんだ税金の集め方になっていて、格差と貧困が大きく広がっているということが問題だと思います。そういうところでは、国のほうの大企業の法人税、そういうところなんです。国の財源をどうするかということですから、大企業の法人税は消費税が導入、増税されるたびに減税されて、今や中小企業の半分ぐらいしか大企業は払っていないというのが実態なのです。10%ぐらいしか払っていないという実態ですから、そういう優遇税制を改めるということで社会保障の財源もつくることができるという提案です。

それから、株でもうけた人の1億円の壁というのもあります。1億円を超えた人は負担率が減ってしまうという、そういう優遇された税金の仕組みになっているわけです。特に株でもうけた人たちです。株でもうけた場合は20%しか税金がかかりませんので、そのところは共産党として総合課税に本来すべきだということですが、そこまでしなくても欧米並みに引き上げることで財源をつくることはできる。格差と貧困が大きく広がっている税金のゆがんだ税制を変えていくということが、私たち共産党としては提案をしています。

○あくつ委員

すみません、ほかの委員のご意見はないのですが、一応共産党のお考えは拝聴いたしました。

○やなぎさわ委員

一応、あくつ委員の質問に、私も少し簡単に答えます。おっしゃるとおり介護保険制度が非常に難しいのは、どうしても介護報酬が上がると、事業所とか従業員はうれしいのだけれども、そうするとサービスを受ける方の負担が上がるという、本当に私も現場で働いていて、報酬が上がることに對してあまり喜ばないというような、結局窓口でというか、現場で利用者に請求書を出すときに、「あれ、上がったの。前よりも上がっているのではないか」と言われたりするのがすごい心苦しかったというのがあります。

それがある上で、私の所属しているれいわ新選組の考え方としては、一部共産党とも重なるのですが、けれども国の負担割合を増やすとか、いわゆる法人税の累進制を含めて、本当にものすごいもうかっているところから税を取ると、あと所得税に関しても累進制を残して1億円の壁をなくしていくということもありますし、あと我々として独自で言っているのは国債をもっと積極的に発行して財政出動することによって、我々の試算で言うと年間70兆円ぐらいは日本の今の力、供給能力があれば発行してもいわゆるインフレ、そんなに過度なインフレにならないと試算しておりますので、そこから財源を捻出するという考えであります。

○あくつ委員

れいわ新選組のお考えは拝聴いたしました。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

○鈴木委員

ここの請願事項のところで、訪問介護の基本報酬を全産業平均の引上げ率以上に引き上げるよう求めることということも書かれているのですけれども、この全産業平均の引上げ率というのは、多分賃上げのことなのかなと思うのですけれども、この賃上げというのが2024年の春闘で平均で5.1%で、今年2025年度の平均賃上げ率が5.32%になっているのです。2年連続で5%を超えているという賃上げ率になっているわけですが、これだけ賃上げ率が5%を超えているということであっても、しかしそれでも実質賃金は2022年度、2023年度、2024年度と3年間連続でマイナスの上に、今年2025年の1月から4月まで実質賃金は全て連続で4か月マイナスという状況になっているわけなのです。それを考えると、5%を超える賃上げをしても実質賃金はマイナスというのが一般の全産業平均の状況だということなのです。それだけ物価高騰が大変な状況になっているということなのですけれども、そういうことから考えると、5%引き上げても実質賃金連続マイナスというのが日本の実態だというときに、介護報酬を引き下げたことによって大変な状況になっているわけですが、訪問介護だけでなく介護の従事者と全産業平均との差というのが年収で100万円とか、1か月七、八万円と言われていますけれども、それがさらに拡大することになったと思うのです。そこら辺のところは、区として全産業平均と介護労働者の賃金の差というのをどのように把握されているのか、そこら辺のところが分かったら教えていただけたらと思います。

○菅野高齢者福祉課長

今のご質問についてのお答えですけれども、一つ一つの介護事業者の実態というか、その辺りのところまでは詳しくは確認が取れておりませんが、区としては、少しでもというところで介護事業者に向けては居住支援手当を支給させていただいてプラス1万円、あと東京都でもプラス1万円というところでは、その分が少しでも全産業の平均との差が埋まるようにという形では対応させていただいていると考えております。

○鈴木委員

東京都と品川区独自に本当にそういう居住支援手当を出されて、その上に今回の減収補填をされたというのは、本当に他区にない対策を取っていただいて、本当に大きく評価するところなのですけれども、実際訪問介護だけでなく介護従事者の方々と全産業平均との賃金の格差というのは常にずっと言われ続け、若干縮小してきたかなと思いきや、またまた全産業は実質賃金は下がりながらも5%の賃上げをしたということで、さらに拡大したというのが実態だと思うのです。これだけ全産業が賃上げ5%されても実質賃金マイナスという状況の中で、改めて訪問介護の報酬が引き下げられたというのが二重に大変な事態をつくり出して、さらに全産業との格差を広げるということにつながっているというところが、今回国が行った基本介護報酬の引下げのマイナスというか、本当はしてはいけなかったことなので、本当にこれは早急に是正しなければならない問題ではないかと思います。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年請願第11号の取扱いについて、ご意見を伺いたと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご意

見をお願いしたいと思います。なお、先ほどの質疑で多くの方々からしっかりとのご意見は承っておりますので、それも踏まえてご発言をお願いしたいと思います。

では、まず、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○えのした副委員長

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

先ほど理事者のご答弁からも、国はより詳細に実態を把握するとしておりますし、23区の区長会、上部組織へこちらにも要望しますし、国へも段取りをしているとありましたので不採択で。

○大倉委員

本日結論を出すというところと、不採択でお願いいたします。

我々の会派は、これについて今までも同趣旨の陳情・請願等がいろいろ出てきたかと思いますが、区ができることをしっかり考えて実施していくことが大事だということで、今までずっと言ってまいりました。今回こういった補填がされるというのは大変ありがたいですし、評価をしているところであります。なので、国は国でしっかりまた考えていただきながら、今回調査を実施した中で、まだ足りないところあって設問が増えたとか、そういうところも国のほうは国のほうでしっかり考えていただいて実施していくというところと言うと、これを議会としての意見書として提出するところではないのかなと考えております。

○あくつ委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

先ほどからの説明でもございましたように国の動向を区としても注視して、課長会などの機会を捉えて他区とも情報共有しながら上部組織へ意見を上げるということの、これも過去の請願・陳情の審査の中でもおっしゃっていたことですが、区としてはそういった認識であると。午前中の審査でもあったとおり、ここに関しての実態と、今回の計算方式と品川区の実態が合っていないというところでの減収に関しては、品川区が補填する。これもこの姿勢は非常に正しい姿勢だと思います。

ただ、先ほど委員の中からあった補填を国に求める意見書を上げるというその根拠として国の負担割合を上げる、そして富裕層への課税強化、そして国債を発行するというようなお話もありましたけれども、残念ながらこれは今、国会ではそのような検討、国会ではそういうご意見が出ているのだと思うのですが、今そういった形にはなっていませんので、このままもし意見書を上げれば、財源のパイが決まっている中で、下手をすれば介護保険料が上がってしまう可能性もあるという中で、失礼ながらそういった責任のないことは私はできませんので、現段階では不採択ということにさせていただきます。

○鈴木委員

結論を出すで、採択でお願いしたいと思います。

国の動向といいますけれども、訪問介護の報酬を引き下げたのは国です。そして今、引き上げるという方向は、全く国で示されているわけではありません。これだけ深刻な状況を引き起して、訪問介護の事業所が倒産、廃止に追い込まれているわけですから、本来であれば期中の改定も求めるべきだと思います。期中の改定もしていくべきだと思います。先ほど課長からもありましたように、区としても自治体から声を上げるということがされているわけです。それであれば区議会としても同じように、これだけ大変な実態というのを私たちは目の当たりにしているわけですから、声を上げて後押しをするということが必要だと思います。

ここに書かれているように全産業の平均引上げ率5%を超えても実質賃金マイナス、それなのに訪問

介護を引き下げたという状況です。ぜひとも自民党、公明党が野党時代に出していた10%国の負担割合を増やす、こういう方向もぜひとも検討していただいてそういう方向を打ち出していただきたいということの要望もさせていただきながら意見、態度表明とします。

○吉田委員

本日結論を出すということで、採択を主張いたします。

品川区がこのことを補填するような予算を立てたということは本当に評価するところなのですが、だからといって、それで国の責任が免れるわけではないと思っています。品川区はあくまで国がやるべきことを補填したということですから、それについて国に求めるのは当然だと思いますし、区民としては、本来品川区民のためのほかの事業に使われたかもしれない予算をここに充てたわけですから、その分の補填を求めるのは当然の思いだと思いますし、この請願審査というのは区民の思いをどう判断するかということだと思いますので、その点については、ぜひ区議会としても区民の思いを酌み取って国への意見書を求めるべきと思いまして、採択とさせていただきます。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、採択でお願いいたします。

先ほども述べたとおりなのですが、国が引き下げた分を区が補填しているのであれば、国に対して声を上げないというのはずっと品川区の財源を使い続けるということにつながりますので、ここははっきり国に声を上げるべきだと思いますし、例えば去年の12月に石破総理が訪問介護のヘルパーの不足という事態に対して、「ただごとならざる、尋常ならざる事態であるということは現場に聞けば分かる」とおっしゃっていて、今の訪問介護業界の現場が大変な状況があるというのは、恐らくほぼ全ての国政政党が一致しているところだと思います。

先ほど財源というお話も出てきましたけれども、例えば防衛増税、軍事費を上げるというのは、特にどこで財源をつくり出すという話は一切出ないまま、5年で43兆円上積みということが話し合われて、そういうところからして、財源、財源と言うのは、必要なときには言うけれども、出したいときには言わないというようなことが整理にしていると非常に見えるなと思っていますので、様々方法論というのは申し上げましたが、違う方法論であっても何でもいいと思うのですが、全ての政党、議員が一丸となって訪問介護の緊急事態というのに立ち向かっていくべきだと思いますので、私は採択を主張したいと思っております。

○田中委員長

それでは、本請願については結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については挙手により採決を行います。

令和7年請願第11号、国に対して、国が引き下げた訪問介護事業者への区の減収補填分を区に補填することと、訪問介護事業者の訪問介護基本報酬引き上げを求める意見書提出を求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(3)令和7年陳情第21号 18歳の壁をなくすために心身障害者福祉会館等の施設整備を求める陳情

○田中委員長

次に、(3)18歳の壁をなくすために心身障害者福祉会館等の施設整備を求める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。なお、2ページ目後半からは議事録の抜粋のため、読み上げは省略とさせます。

では、朗読をお願いいたします。

〔書記朗読〕

○田中委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤障害者施策推進課長

私からは、施設整備の現状等をご説明いたします。まず、施設整備が進まないとのこと指摘ですが、区では整備予定として明示しているものにつきましては、本年9月に大原児童発達支援センター、また今年度中には小山七丁目、令和8年度には戸越四丁目と2か所のグループホーム、また令和9年度以降に重症心身障害者施設ピッコロの移転・拡大や、小山台住宅跡地など予定しているものがございます、それぞれ整備を進めているところでございます。

次に、日常生活の場である通所施設ということですが、これまで運営されている生活介護等の施設に加えまして、区としては先ほどお伝えしたピッコロや、小山台住宅跡地にて整備予定のものがございます。

18歳の壁という点では、こちらの問題は特別支援学校や放課後等デイサービスを利用されていた方が卒業されて、生活介護等を利用される上で時間が短くなり、保護者の方などの対応が迫られるというところで、施設整備が直ちにその解消につながるものではない部分もございますが、一方で生活介護等の充実が求められているところというのは捉えております。グループホームや放課後等デイサービスなどほかのサービスに比べまして、区内での生活介護は事業者が独自で立ち上げる例は少なく、今後の需要に備えて区として整備する必要があることは認識しておりまして、特別支援学校の卒業生の状況ですとか、そういった需要予測、用地確保、事業者誘致なども含めて情報収集をしているところでございます。なお、施設での時間延長などで、いわゆる18歳の壁に対する個別対応を図っているところでございます。

最後に、心身障害者福祉会館につきましては、築年数は経過しておりますが、エレベーターの改修予定も含めまして、利用者が安全に利用できるよう対応を行っております。改築等を視野に検討を進めているところですが、施設の状況も踏まえてどのような形で改築等を行うか、またスケジュールやその間の既存事業の継続方法なども含めまして、利用者の方が安全かつなるべく不便なく利用できるような調整が必要な内容がありまして、検討には時間がかかる状況にございます。

なお、仮移転先の検討状況につきましては、以前にもお答えしているとおり、区有施設については全

庁的な検討事項であり、その施設の利用状況ですとか今後の方針もありますので、内部での検討状況について現時点でお伝えできる内容はなく、また、民間所有の建物のご提案につきましては、区はコメントできる立場にはございません。区としましては、現施設の改修等の対応を適切に行いつつ、引き続き改築についての検討を進めてまいります。

○田中委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○吉田委員

ご説明いただきましたけれども、何というか、スケジュール感というか、そういうものが全然分からないのです。18歳の壁となっていますけれども、特別支援学校とかそういうところを卒業される方が大体毎年十五、六人はいらっしゃると思うのですが、その辺の認識は間違いないのでしょうかというのが1個と、そういう方たちが区内の施設に通所なりなんなりしていかなければいけないと思うのですが、その辺の受入れ状況というのはどのように計画されているのか、ごくごく基礎的な情報だと思うのですが、その辺について、まず教えていただけるでしょうか。

○松山障害者支援課長

私からは、特別支援学校の卒業生ということで十数名の認識で間違いがないかということですが、卒業生については十数人いらっしゃいます。ただし、そのうちに企業に就職される方、あと就労移行支援、それから自立訓練、就労継続支援A型・B型、そして生活介護に行かれる方がいらっしゃる、含まれているという状況でございます。

○佐藤障害者施策推進課長

受入れ状況、施設整備につきましては、今申し上げた状況を踏まえて生活介護、その他などのサービスの状況を把握しているところでして、先ほど申し上げました生活介護につきましては、ピッコロの受入れ拡大や、小山台住宅跡地等の整備予定も含めまして対応を検討しているところでございます。

○吉田委員

分かりました。もちろん卒業された方で確かに就労される方たちがいらっしゃるということは認識しているのですが、でも最低限、区でこれだけの受入れは予定しておく必要があるのではないかなと思うのです。その基準となるのが毎年卒業されていく方で、ほかにも利用したいという方は当然区外からの転入者とかもあると思いますので、プラスアルファが必要となると思うのです。その辺の施設整備計画というのが全然見えないので、こういう陳情とかが出されてくるのだと思うのです。だから、それがどこかに明記されているのであれば、それを教えていただきたい。私も、自立支援協議会とかを時間があれば傍聴するようにしているのですが、その中でその辺の全体像はあまり把握できないし、明確なものがないので、こういう陳情とかが上がってくるのかなと思います。

先ほどご答弁の中でピッコロの事業拡大と言ったのですか、受入れがすごい進むということなのですが、その辺についてももう少し詳しく情報をいただけるとありがたいのですが、私、一番最初に障害児者施策の予算について、ちょっと踏み込んで調べないと危ういものがあるなと気づいたのがピッコロの事業だったので、事業内容だけ増やして契約金額を増やさなかったという本当にあり得ない予算立てだったと思うのです。そういうことがないのか、その辺についてもきちんと点検されながら事業が進められているのか伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、整備の計画の明示というところですが、所要量の把握につきましては、先ほど申し上げたようなところで障害者支援課とも情報共有しながら、卒業生、それから、その方がそれぞれどのようなサービスを希望されているかというようなところも含めて対応を検討する中で、既存施設の空き状況等も含めて、今後必要なサービス量等については、こちらを確認を行っているところでございます。障害福祉計画等を出しているところでございますが、施設整備のところにつきましては、明示して今後の計画等を現在出しているものはございませんので、そういったところにつきましては、以前のところでも申し上げましたが所要量の把握、それからお示しの仕方等につきましては現在、ほかの様々なサービスがございますので、これから次期障害福祉計画を策定するに当たりまして行う基礎調査等の内容も含めながら、お示しの仕方については現在も検討中でございますが、内容につきましてご明示できる形を調整してまいりたいと考えております。

それから、ピッコロの移転・拡大というところでございますが、内容としましては、現在のところから整備している八潮南の福祉施設の所に移転する形で利用者の定員を6名から20名の定員を受け入れられるところを想定して、現在整備を行っているところでございます。

○吉田委員

今後もう少しきちんと計画が示されるということは、ぜひそうしていただきたいのですが、現在のところでは、今計画されているものを把握するにはどこの情報を見たらいいのでしょうかということなのです。だから、これから計画を示されるときはもうちょっときちんとした情報が入る計画にしていきたいと思いますのだけれども、今の整備計画が分からないからこういう陳情も出てくるのかなと思うのです。

例えば、今計画されている小山台住宅の跡地、あそこも障害者の施設も計画されていると思うのですが、あれは説明会が開かれたけれども、高齢者のほうの計画しか出てこなかったような感じなのですが。それで、高齢者施設の部分の説明会が開かれてから大分時間がたっているのですけれども、ごめんなさい、私が見落としていたとしたら申し訳ないのですが、説明会とか、そういう今現在どのように事業が進んでいるかについて、どこかで公表されているとしたら伺いたいのですが。

○東野福祉計画課長

小山台住宅につきましては、高齢者施設のほうがスケジュール的には先行しているというところで、高齢者のほうの説明はさせていただいたところでございます。障害者施設についても、また説明などを行う機会を設けてまいりますので、その際には詳しくお伝えできるかと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

現在予定している施設等の整備予定につきましては、障害福祉計画にページを設けて記載している内容で皆様にご覧いただけるような形で、大枠につきましては、スケジュールとか実施するサービスの内容につきましてはお示ししているところではございます。定員の予定の状況とか広さとか、そういった個別のところにつきましては少しお問合せをいただくような状況になりますけれども、項目ですとか概要につきましては、現在そのような形でお示ししているような状況でございます。

○東野福祉計画課長

補足させていただきます。小山台の特養施設につきましては、大きい施設ということもありまして東京都との補助金協議なども必要なので、先に事業者を決める手続なども踏まえまして、高齢者施設について先行して説明会なども実施させていただいたものでございます。

○吉田委員

ということは、同じ所に建つ建物だけれども、障害者のことについてはまだ全然公表できるようなス

ケジュールもないということなののでしょうか。それはあまりに、割と前から大々的というか、すごい期待してしまったわけですが、あそこに高齢者の施設と障害者の施設ができるということで、障害者施設が足りないという認識は前からありましたので、当事者の方たちにとってもすごい期待するところであったのです。期待するあまり、本当にあそこに就労継続支援B型とかでしたか、本当に就労継続支援B型が第一優先なのとかいろいろなご意見も私のところにも届いているのですけれども、その計画が大体どれぐらい待ったらという感じで、みんなどれぐらい待ったら本当に利用開始に至るのか、その辺のスケジュールが全然分からないということなのですから、まだ発表できるようなところまでいっていないということなののでしょうか。同じ場所の建物で、そんなにずれがあつてうまく進むのかしらとかいうのも、素人考えですけれども思ってしまうのですが、いかがでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

委員のご質問ですけれども、先ほど福祉計画課長から答弁したとおり、事業者の選定等につきましては補助金等の関係から手続が進んでいるものがございしますが、障害者施設の部分の内容につきましては、これまでこちらの委員会の報告も含めまして一定程度はさせていただいているという認識でございまして、その内容につきましては住民説明会でも個別にしておりますので、施設全体の説明の中で、こちらの棟は特養ホーム、こちらの棟は高齢者グループホーム、それで一番南側の建物は障害者施設というようところで、そこの中の内容につきましても、委員にご指摘いただいたところで、生活介護と就労継続支援B型、それから児童発達支援センターというところは既にお示ししているところがございますので、そこについては委員のご認識についてはそのとおりというところで、ただその内容を計画等、先ほど申し上げた一覧等ではお示しはしていないので、その施設の建設計画はどうなっているかというようなところではご確認いただくことは可能ですけれども、あとはスケジュールに関しても、その時点の説明で令和9年度の開設予定ということで、こちらにつきましては障害者計画のほうにも記載してございます。ただ、そこが何月に竣工して、利用開始が何月からできるのかというところまでは、現在まだ工事の関係もございまして調整中のところでございますが、年度までについては明らかにしているところでございます。

○吉田委員

当事者の施設を求める方たちにとっては、利用開始がいつなのかというのがすごい重要なところで、何となくみんな、建物が建つ時期とかそういうのが公表されているのに対して、そのときに利用できる、使えるのだとか、入所の選定が始まるのだと思ってしまうわけです。だから、それが結局「いやいや、これは利用開始までには至らないのです」とその場になってから知ったりするので、それがすごいストレスで、本当に卒後の生活を組み立てる上での重要な要素なわけではないですか、そういうものに入れるかどうかというのは。だからその辺をきちんと明確に、言葉の使い方を明確にして発表していただきたいと思います。もし今はそこまでのご答弁は難しいということであれば、今後ぜひその辺は、いつあなたたちは利用を始めることができますよと、そこが一番大事なので、ぜひその辺はきちんとしていただきたいと思います。

それから、さっきピッコロのことについてもちょっとお答えいただいたのでというか、どの程度の事業なのかとか、それから、どれくらいの施設なのか、私は視察に行ったことがあるのですけれども、あまり1人当たりのスペースが広いような状況ではなかったような気がしていて、スヌーズレンとかの部屋も別個にあつたりしたのは確認したのですけれども、どれくらいのスペースで、どれくらいの受入れがあつて、どれくらいのサービスの質というものが確保されているのかは当然予算立てと関係

してきますので、もう計画されていると思うのですけれども、その辺についてもう少し詳しく教えていただけるとありがたいです。

○佐藤障害者施策推進課長

初めの施設の開設時期、それから事業開始の時期につきましては、今後施設の概要をご案内する際にそこを意識して、お伝えできるようなところにつきましては、今まで不足している部分があったとすれば対応できるように努めてまいりたいと思います。

それから、ピッコロのほうですけれども、こちらについては、委員にご指摘いただいたのは現状の施設がというところかと思いますが、新しい移転先につきましては、今設計等を含めて調整しているところではございますが、基本的には現状ご利用いただいている方の必要な対応も含めて対応できるように設備を整えてございます。それに合わせて定員拡大というところがございますので、施設の広さは当然ですけれども、それ以外の入浴の関係といったところも踏まえて確認を行いながら設計の調整を進めているところでございます。

○吉田委員

ごめんなさい、二重に聞いてしまうかもしれません。だからピッコロは事業者は同じ、継続で、定員とか事業の内容が増えるわけだから、それに対応するだけの契約金額の算定というのは改めて行われるのですかということも伺ったと思うのですけれども。

○佐藤障害者施策推進課長

申し訳ありません。運営事業者につきましては、移転先で同じ事業者で行うかどうかはまだ決定しておりませんので、そこについても相談、検討というような形でございます。ただ、受入れも含めて事業としては拡大というところになりますので、それなりの対応の予算をつけていくことになるかとは思いますが。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

○鈴木委員

陳情の趣旨のところに「18歳の壁をなくすために、障害者施設の整備を早急に進めるよう」と書かれているのですけれども、18歳の壁をなくすために今年度から生活介護の時間延長の補助金が出されることになって、それぞれ対応されているのではないかなと思っているのですけれども、個別に対応されて生活介護が延長されて、基本的に18歳になったことによって受入先がないために仕事を辞めなければならないとか、他区に移らなければならないという状況というのはなくなったということで捉えているのか、その点、1点教えてください。

それと、理由のところに令和7年度に心身障害者福祉会館のエレベーターの更新予定ということであるのですけれども、これはエレベーターの改修となると心身障害者福祉会館を一定休んでエレベーターを設置するということになるのでしょうか、そこら辺のところはどのように進められるのかも教えてください。

それと、もし早急に対応していただければ、設置したばかりの耐火クロススクリーンが無駄にならなかったというようなことで書かれているのですけれども、この耐火クロススクリーンというのはどういうもので、無駄になるということになるのか、その点もお聞かせください。

○松山障害者支援課長

3点ご質問いただきました。まず、1点目ですけれども、18歳の壁の対応についてでございます。

ご利用者やご家族の事情によりまして延長のご希望、送迎時間が個々に異なりますので、お一人お一人のご事情に合わせて区が施設に働きかけまして延長時間等を施設側と調整を行いまして、18歳の壁の対応の方については全ての方に対応しておりますので、今お困りの方はいないという認識でございます。

それから、2点目です。エレベーターの改修についてでございます。今年度、エレベーターの改修設計委託を行う予定でございます。それによりまして、次年度にどういう形で工事を行うかということになるかと思いますが、施設整備所管に確認したところ、改修するとなれば来年度以降、3か月ほどエレベーターを停止しなければならないと聞いておりますので、心身障害者福祉会館の構造上、2階まではスロープで車椅子の方も会館の脇の坂を通って後ろから入れるというような形になっておりますので、1階部分はもちろんのこと、1階、2階については問題はないということになります。ただし3階の給食であったり、4階の地域活動支援センターにいる方については、今後どのような対応が取れるかというのは、施設の指定管理者と調整をさせていただく予定でございます。

また、工事の内容によって、本当に実際障害者の方のご利用者の方に影響が及ばないような形でしていただけるのかどうかということも施設整備所管と調整を行う予定です。まだ今年度は改修設計委託ということでございますので、これから検討を進めていくということでございます。区としましては心身障害者福祉会館が3か月も休みにならないような形で、ご利用者に極力影響のない形で、安心して通所できるように考えてまいります。

それから3点目です。耐火クロススクリーンとはということですが、耐火クロススクリーンとは、火災が発生したときに耐火性のあるクロスが下りてきて防火・防煙区画をつくるものでございまして、昨年度エレベーター前に設置いたしました。無駄になるというご指摘でございますが、施設整備課に確認しましたところ、今年度実施予定のエレベーター改修設計委託では、昨年度実施した耐火クロススクリーン設置工事を除き、既存不適格解消のための改修計画を検討いたしますので、昨年度実施した耐火クロススクリーンは無駄にはなりませんというという返答をもらっております。

○鈴木委員

18歳の壁というのは厚生委員会で議会報告会をやったときに発表されてみんなの認識になったわけですが、それに対して時間延長の補助金の制度がつくられて、一人一人の実情に合わせて全ての方が対応されているということが確認されて、よかったなと思っています。

それから、あとは耐火クロススクリーンは無駄にならないということで確認させていただきました。

あと、次の2ページのところに、令和7年度予算でリボン跡地の就労支援事業が法内事業ではなくて区の単独の事業ということで書かれているのですけれども、これはどういうことなのか、お聞かせいただけたらと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

就労支援事業ですけれども、こちらの内容としましては、障害のある方がこちらのリボン跡地の場所を利用して区内福祉事業所で作られた物品とかそのほかのものを販売する物販店舗を予定しております、そちらのところに就労の体験として障害のある方に利用していただくというようなことを想定している事業でございます。こちらについては、就労継続支援B型とかそういった形ではなく、昨今、超短時間雇用とかそういった就労事業を進めるに当たって、障害のある方が就労につながることをスムーズにいくために体験といったところで就労に従事していただくというようなところを目的としているものでございまして、記載のとおり障害福祉サービスのものではないので、区の事業というところで実施する予定のものでございます。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

○吉田委員

今のリボン跡地の就労支援事業で、障害者総合支援法に基づく支援事業ではないということは、要するに就労継続支援A型とかB型とかは、何という言い方が正しいのだろう、工賃と言うのでしょうか、国からお金が入ってくるわけです。それが一切なく、この事業の中での事業計画の中で働いている人へのお金というのが計上されるはずだと、私はそう理解しているのですがけれども、総合支援法に基づく就労継続支援A型とかB型だったら一定入ってくるものがありますね、何という言い方がいいのか、働いている人への報酬が。それなしに区の単独事業でやるということですから、そこは事業のいわゆる一般的な市民事業みたいな感じで、その収益の中から払われることになるのですか。それだとなかなか厳しいのではないかなと思うのです、働いている人にとっては。それがどうなのかなということを確認したいのです。

○佐藤障害者施策推進課長

委員おっしゃるとおり、就労継続支援A型・B型というような形で工賃が発生する障害者福祉サービスではないということになります。こちらについては、先ほど申し上げたように一般就労も含めまして就労につながるために就労の場というのを体験していただいて、そういった正規的就労につなげるための段階の事業と考えておりますので、障害のある方、従事していただいた方に報酬というのは発生しない形になっております。そこに勤める障害のある方をサポートするスタッフ等については、当然区の事業ということですので、そちらの予算で対応するような形で事業の組立てということで予定しております。

障害者のスタッフを雇用した場合には、当然そちらについては、報酬が発生する部分は区のほうで見ていくというような形でございます。

○吉田委員

ということは、同じ事業所の中で、ある障害者は雇用の対象になる、雇用されて働く、そうではない人たちは、あくまで訓練としてその販売に従事して、いずれはどこかで働く場を見つけてということなのですか。そうすると、区の事業としては、何か月間かこういう訓練をして、次の就労に結びつけるところまで区の事業として行うのか、その辺、ごめんなさい、いまいちこの事業のイメージがどうしても私たち、私たちと言ってはいけない、就労継続支援A型とかB型とか、それから就労移行支援とか、何かそういう既存の制度に当てはめて考えてしまうのでこれがよく分からないねと。それで一番気になったのは、訓練とはいえそこで働くわけだから、一定こういうように頑張って働くと、少しでもそういう報酬が得られるのだよというのも一つの社会的な体験になるのではないかなと思うのですが、あくまでこれは訓練だからと、次に行くための訓練だからということだけなのかなと、その辺をもう一度、ごめんなさい、確認させてください。

○佐藤障害者施策推進課長

本事業につきましては、訓練というよりは、就労につきまして、障害のある方が一般就労もしくは就労継続支援A型・B型も含めまして就労に就いたときにうまくいかなかったりとか、こういったことがうまくできないとかそういったところが出てくることも踏まえまして、ご自身の適性に気づいていただくというようなところも含めて、就労を希望される方が適切な就労に就いていただくというところを踏まえて、体験というところで用意するものでございますので、そういったところであくまでも雇用とい

うことではなくて、そこについては、報酬は発生しないと考えているところでございます。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

○やなぎさわ委員

先ほどピッコロの増員、定員増のお話もあったと思うのですが、結構品川区の重度心身障害の日中支援というのは割とピッコロに集中しているのではないかなと思ったりもするのですが、その辺の受け止めはいかがですか。

○松山障害者支援課長

重度心身障害者の状況でございますが、ピッコロにつきましては、重度心身障害者プラス医療的ケアが全員必要な方がいらっしゃいます。また、ほかの施設、例えば心身障害者福祉会館には重度心身障害者の方もいらっしゃる状況でございます。医療的ケアの方もいらっしゃいますけれども、割合としては、ピッコロは6人全員医療的ケアが必要な方ということになります。心身障害者福祉会館については、1日2名程度の医療的ケアが必要な方が通っている施設になります。

○やなぎさわ委員

現在ピッコロは6名ということで、増員は20名でよろしいのでしょうか、確認で増員予定を。

○佐藤障害者施策推進課長

今のところ20名ということで、区として整備を進めているところでございます。

○やなぎさわ委員

6人が20人になるのか、20人プラスになるのか。

○佐藤障害者施策推進課長

6名のところを、新たなところでは20名になるということで、14プラスで20名でございます。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第21号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○えのした副委員長

本日結論を出すで、不採択。

理事者のご答弁のとおりでグループホームを2か所整備していますし、今のピッコロ、重症心身障害者通所事業所は小山台住宅跡地に拡充という、障害者福祉施設でしょうか、拡充するということです。また、心身障害者福祉会館のエレベーター改修を、今年度は改修設計委託を行う、そして改築も視野に入れて検討していくということでしたので、エレベーターの改修によって3階、4階は一時期という話がありましたが、そちらを使われる事業者が、そして通所の方が安心して通えるように配慮をお願いします。

○大倉委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いいたします。

理由としては、様々今も検討されていて、今までのお話の中でも様々バランスも考えながら、民間の

活用などもいろいろと検討を重ねながら、最終的には改築も視野に入れているというところでもありますので、18歳の壁をなくすためというところで施設整備が直ちに解決につながるかどうかというところですが、ご答弁でもありましたが全体的に改築を進めているというところで、それは既に品川区のほうでも様々検討しているというところで、不採択ということでお願いいたします。

○あくつ委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

先ほどのやり取りの中で確認をさせていただきましたが、障害者施設、通所施設も含めて、それから心身障害者福祉会館の設備の更新も含めて今計画にのっとって行っているということでしたので、不採択とさせていただきます。

○鈴木委員

本日結論を出すということで、趣旨採択でお願いしたいと思います。

障害者福祉については、この間、改善がされてきていると思っています。でも、まだまだ様々障害者施設の整備というのは進めることが必要だと思っていますので、趣旨採択でお願いします。

○吉田委員

本日結論を出すで、採択で主張したいと思います。

今までの質疑の中で、以前よりは障害者施策が進んできたなというのは理解をいたしました。今まで続けて陳情とかが出てまいりましたので、そういうお声を反映してということだと思いますので、その点については本当に評価いたしますが、それでも本当に足りていないなというように思います。リボンの跡地の事業も、これは悪くはないというか、そういう事業もすごくいろいろある中での一つとしてはあってもよいかなと思うのですが、基本、障害者の施設というか施策が品川区の中であまり進んでいない中で、本当にそれが優先して行われるべきものだったのかなというのは、ちょっと疑問に思わざるを得ません。

ピッコロについては、本当に私が議員になった最初からピッコロの事業というのは使いにくい、皆さん歓迎の下に始まった事業なのに使いにくいというご意見が結構あって、しかもあそこは車で移動されるような方たちなのに結構行きにくい場所というのもあって、いろいろなご意見をいただいているところです。それは、利用が増えたとか、そういうことが進んだのはすごくいいと思いますけれども、まだまだ障害者施策、もちろん高齢者施策もいろいろ必要な部分もあるので、品川区の場合は他区に比べて少ないのではないかなというのを痛感するところです。

度々陳情が出ますけれども、みんな不採択になります。ほかの区では別に陳情とかを出さなくても、どんどん計画がオープンに示されて進んでいくわけです。一例だけ挙げると、大田区では令和13年までに210人分のいろいろな施設がもう計画として示されて、どんどん進んでいくという状況です。重度の方たちの施設は25人分増やす予定と聞いております。そもそも全体の施設の改築予定というのも定員増の方向で区民に明らかにされて施策が進んでいくという中で、たまたまお隣の区だったので大田区を取り上げましたけれども、ほかの区では陳情とかを出さなくても、計画が示されて、それに従ってどんどん進んでいくのだよという中では、本当に財政も結構しっかりした品川区としてそれがなくて、陳情中にもちょっと出てきますけれども、私もほかの区の方から「何で品川区の人たちがうちの区に来るわけですか」ということは言われます。露骨には言われないのですけれども、私の場合は少しやんわりとした感じですが、「品川区は財政が豊かなのだから、自分の所で施設を造るべきなのではないのか」と、それは、これはほかのところの非難になってしまうかもしれないですけれども、障害者の方たちの

お声が小さ過ぎるのではないかと、もっと区にどんどん要望を出すべきなのではないかということも、私のところにはほかの区の方から声が届いています。その時点で品川区議会議員としては大変恥ずかしいです、本当に。でも他区へ行かざるを得ないのです。品川区の障害者の方たちを責めるのは間違っていると思います。もうだって行かなければ、どこか施設を探さなければいけないのですから、その現状は何とかすべきだと思います。この陳情を採択することがその一つになればと思って、私はこれの採択を主張したいと思います。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、趣旨採択でお願いいたします。

区としても様々な取組をさせていただいているというのは確認ができました。生活介護の時間延長とか施設を増やすということの取組は一定評価させていただくという中でも、今、吉田委員が熱弁されておりましたとおり、障害者施設というのは請願・陳情が出なくても区が整備しているという現状が他区ではあって、やはり障害者施設の拡充、効率的な整備というのはもっと進めていくべきだと思いますし、障害者の方が過ごしやすいまちとか暮らしやすいまちということは誰にとっても、みんな全ての方が暮らしやすい社会だと思うので、ぜひ障害者の方の目線に立ってもう少し施策を進めていただければと思いますので、趣旨採択とさせていただきます。

○田中委員長

それでは、本陳情につきましては結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、このような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど各会派のご意見をいただきましたが、採択と趣旨採択の両方のご意見が出ておりますが、採決は一度しか諮ることができませんのでどちらかを諮ることになりますが、今の段階で趣旨採択のほうが多いということでございます。

それを踏まえまして、吉田委員におかれましては、いかがでしょうか。皆様のご意見からもう一度ご発言をお願いしたいと思います。

○吉田委員

ということであれば、趣旨採択でお願いします。

○田中委員長

恐れ入ります。

それでは、令和7年陳情第21号、18歳の壁をなくすために心身障害者福祉会館等の施設整備を求める陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決いたします。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 その他

○田中委員長

最後に、予定表3、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、厚生委員会に関わる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思いをします。

それでは、所管質問がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

いらっしゃらないようですので、以上で、一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

ほかに、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これをもって、厚生委員会を閉会いたします。

○午後2時49分閉会